

長野県障害者プラン2018（分野別施策）の実施状況（平成30年度）

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況（実績及び課題等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------|---|-----------|---|--|-----|-----|------|----|----|------|-------|-------|--|-----|-----|------|----|----|------|--------|--------|--|--|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|-------|-------|---|----|----|----|----|-------|
| 1 権利擁護の推進 (1) 障がいに対する理解の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 啓発・広報の実践 | 障害者権利条約の理解・推進が図られるよう周知・啓発に努めます。 | 障がい者支援課 | ○差別解消推進員による出前講座や市町村担当職員向け研修において、周知や啓発を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | 障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がいのある人等に対する理解を図るための啓発活動を行います。 特に、「人権について考える強調月間」（7月）や「障害者週間」及び「人権週間」（12月）においては、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。 | 障がい者支援課 | ○障害者週間（12/3～12/9）に合わせ、長野駅及び松本駅前において、街頭啓発活動を実施し、障がいのある方とともに障がい者就労施設で作成したポケットティッシュと啓発チラシを配布。（12/3） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | 障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の一層の推進を図ります。 | 障がい者支援課 | ○平成30年7月から県内にてヘルプマークの配布を開始。県内市町村障がい福祉窓口や、県の現地機関、県庁障がい者支援課にて配付。3月末時点で7,138個を配付した。 ○県民へのヘルプマークの周知のため、チラシやポスター、テレビ等の媒体による周知も行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | 障がいのある人への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマークやほじょ犬マーク等の障がいや障がいのある人に配慮したマークの普及啓発を図ります。 | 障がい者支援課 | ○障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がい者と共々生きるサポーターになってもらう取組「信州あいサポート運動」を実施し、その一環としてフォーラムを開催した（松本市で開催。参加者341名）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | 障がい者支援課 | ○県庁子ども記者体験にて、小学生に補助犬に関する学習の機会を提供し、補助犬の理解・啓発を図った。（実施回数5回 参加者47名） ○補助犬の同伴拒否事例については、「ほじょ犬相談窓口」において随時受付を行い、関係機関に対し個別に指導・普及啓発を図っている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | 県人権啓発センターにおいて、企画展、人権啓発パネル巡回展や、DVDの貸出等による啓発活動を実施します。 | 人権男女共同参画課 | 延べ参加者数：15,839人 ・ビデオ等の貸出による啓発 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出本数</td> <td>37</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>視聴人数</td> <td>1,771</td> <td>2,743</td> </tr> </tbody> </table> ・パネルの貸出による啓発 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出本数</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>視聴人数</td> <td>10,217</td> <td>13,654</td> </tr> </tbody> </table> ・学習会での啓発 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">館内</td> <td>回数</td> <td>12</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>291</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">館外</td> <td>回数</td> <td>72</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>3,560</td> <td>4,517</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>回数</td> <td>84</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>3,851</td> <td>5,126</td> </tr> </tbody> </table> | | H30 | H29 | 貸出本数 | 37 | 60 | 視聴人数 | 1,771 | 2,743 | | H30 | H29 | 貸出本数 | 18 | 20 | 視聴人数 | 10,217 | 13,654 | | | H30 | H29 | 館内 | 回数 | 12 | 25 | 人数 | 291 | 609 | 館外 | 回数 | 72 | 67 | 人数 | 3,560 | 4,517 | 計 | 回数 | 84 | 92 | 人数 | 3,851 |
| | H30 | H29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出本数 | 37 | 60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視聴人数 | 1,771 | 2,743 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H30 | H29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出本数 | 18 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視聴人数 | 10,217 | 13,654 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H30 | H29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 館内 | 回数 | 12 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人数 | 291 | 609 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 館外 | 回数 | 72 | 67 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人数 | 3,560 | 4,517 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 回数 | 84 | 92 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人数 | 3,851 | 5,126 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-----|----------------------|---|----------------------|---|
| 7 | 障がいに対する理解を深める研修会の実践 | 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施します。 | 障がい者支援課 | ○障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がい者と共に生きるサポーターになってもらう取組「信州あいサポート運動」を実施し、その一環としてフォーラムを開催した。(県下4地区で開催。参加者617名) |
| 8 | | | 障がい者支援課 | ○県民が手話や聴覚障がいについて身近に触れ、学ぶ県民向け手話講座を開催した。(県内10保健福祉事務所ごとに各4回、計10回開催。参加者650名。) ○ろう者が企業又は団体等へ出向き、手話の学習やろう者への理解の積極的な動機付けを図るとともに手話やろう者に対する理解促進を行う、お出かけ手話講座を開催した。(県内各地で15回開催。参加者205名。) |
| 9 | 障がいのある人とない人との交流機会の拡大 | 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がいのある人への理解の促進を図ります。 | 保健・疾病対策課 次世代サポート課 | ○若者向け心のバリアフリー事業 これから社会で自立しようとする高校生に対し、精神疾患を経験した当事者講師を派遣して、体験を通じた講演等により、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。(H30:当事者講師派遣高校数 5校、受講生徒数 940人) ○精神障がい者地域ケア推進事業 地域における精神保健福祉活動の中心となる人材(キーパーソン)の養成及び一般県民に対する正しい知識の普及啓発を行った。(H30:開催回数 11回(8保健福祉事務所)、受講者 770人) |
| 10 | | 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」の開催を引き続き推進します。 | 次世代サポート課 | ○発達障がい者サポーター養成講座を実施し、発達障がいに関する基本的な知識の普及を進めた。(平成30年度受講生2,754名) |
| 11 | | 障がいのある児童生徒への理解、共生社会の実現についての理解を深めるため、児童生徒、幼保小中高の職員、PTA、地域公民館活動等を対象に各種研修による理解啓発を推進します。 | 特別支援教育課 | ○各研修会を実施 ・発達障がい支援力アップ出前研修(113か所 参加延べ人数3,006人) ・発達障がい支援研究協議会を県下4か所で実施 ○その他、義務新任校長研修、教頭マネジメント研修、初任者研修、キャリアアップ研修、地区代表者会など各研修会においても、発達障がいのある児童生徒への支援等について研修する機会を設け支援力の向上に努めた。 |
| 12 | | | 文化財・生涯学習課 | ○長野県生涯学習推進センターにおいて以下の研修講座を開催。 ・「発達障がいの理解と援助」 【趣旨】 発達障がいのある子どもをどう理解し、どのように支援していけばよいかを学ぶ。幅広い臨床経験をもち発達障がい研究の第一人者として国際的に高く評価されている本田先生のお話を1日お聞きできる貴重な機会として実施。 【日時】平成30年5月17日(木) 【参加者】371名 (県市町村、公民館関係者、幼・保・学校教職員、PTA関係者、諸団体関係者、一般県民等) 【受講者の反応】講座の有意義度 講義 96.6% ・「共生社会の実現～誰もが安心して暮らせる地域づくり～」 【趣旨】 年齢・性別・国籍や障がいの有無などにかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現が、今、社会の大きな目標となっている。講座では共生社会の現状と課題を、その研究の第一線で活躍してこられた講師から学ぶとともに、難病や聴覚障がいをかかえながら、障がいの自立支援のため奮闘されているお二人から、その日常の様子をお聞きし、今後の地域づくりを考える。 【日時】平成30年11月29日(木) 【参加者】50名 (県市町村、公民館関係者、学校教職員、PTA関係者、諸団体関係者、一般県民等) 【受講者の反応】講座の有意義度 講義 64.7%、研究発表 82.2% |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|--------------------|------------------|---|---------|--|
| 13 | | スポーツの実施や応援、文化芸術の鑑賞、フォーラムの開催など、様々な機会を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。 | 障がい者支援課 | ○交流イベントについては、地域の文化活動団体、ボランティアの協力を得て、障がい児から高齢者まで広く親しめる行事を季節に合わせて開催。「あつぷる寄席」153名、「年末イベント」294名、「第9回新春和太鼓コンサート」331名、「第21回障がい者文化芸能発表会」268名の計1,046名が参加した。 ○ボランティアの養成については、サンアップル利用者を支援する登録ボランティアに対して、支援の方法や障がいの特性などの知識等の提供を行い、資質の向上を図った。イベント(スポーツ大会、納涼祭、文化芸術に関するコンサート等)や日常業務等に延べ155名の協力があった。 |
| 14 | | 小・中学校及び高等学校における福祉関係施設への訪問等を通して、交流機会の拡大を図ります。 | 義務教育課 | ○平成30年度学校経営概要のまとめによると、福祉施設等の訪問活動に取り組んでいる小学校は全体の86.9%、中学校は88.7%である。 |
| 15 | | | 高校教育課 | ○高校の福祉科の授業では、地元の高齢者施設や特別支援学校訪問を年間の授業計画の中で継続的に実施している。 ○多くの高校が、キャリア教育の一環として福祉関係施設において職場体験学習を実施している。 ○「障害者理解」等をテーマにした職員研修として、福祉関係施設の方に指導者になっていただき、講義や演習を行っている高校がある。 |
| (2) 権利擁護、虐待防止の推進 | | | | |
| ①障がい者差別の解消、権利擁護の推進 | | | | |
| 16 | 障がいを理由とする差別解消の推進 | 障がいのある人からの相談に対応する「障がい者差別解消推進員」を配置するとともに、「合理的配慮」などの周知を図り、県民や民間事業者の理解を得ながら、障がい者差別の解消の取組を推進します。 | 障がい者支援課 | ○平成23年7月に研究会を設置して「障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するために必要な仕組みについて、条例の制定も選択肢として検討を行い、障がいを理由とする差別の定義付けや差別が起きた場合の解決の仕組み等」を内容とする報告書が平成24年11月に提出された。 |
| 17 | | 障害者差別解消支援地域協議会(長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会)を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組めます。 | 障がい者支援課 | ○一方で、平成25年6月に障害者差別解消法が成立、平成28年4月に施行され、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、相談・紛争解決体制の整備など、報告書と合致する内容が含まれていることから、法の実効性が上がるよう各種取組を実施している。 |
| 18 | | 障がいを理由とした差別の解消の推進に向けて、実行性のある研修等の取組や紛争解決の方法等についても検討・研究していきます。 | 障がい者支援課 | ①普及・啓発活動の実施 ・多様な障がい特性を理解し、障がい者が日常生活で困っているときに手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を「あいサポーター研修」等を通じて募集した。(H30 研修の実施 113回 総計あいサポーター数59,165人(H31末)) ・フォーラムの開催(松本市で開催 参加314人) ・県政出前講座を実施して制度の周知・啓発を図った。(H30:54回実施) ②市町村への取組 ・市町村職員を対象に担当者研修を実施(H30.5) ③相談対応のための体制整備 ・個別の相談に対応するとともに、市町村・保健福祉事務所をバックアップするための差別解消推進員を県障がい者支援課に設置した。(H28.4~) ・関係機関との連携、情報共有等を行う差別解消支援地域協議会を、障害者虐待防止法に基づく関係機関等の連携協力体制を整備するための協議会としても位置付け、「障害者虐待防止・差別解消連携会議」を設置した。(H28.7) |
| 19 | 障がい者虐待防止対策の推進 | 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。 | 障がい者支援課 | ○県庁障がい者支援課内に、障がい者虐待に関する相談等に対応する「県障がい者権利擁護(虐待防止)センター」を設置し、虐待通報等への対応、市町村に対する助言・指導、障害者福祉施設従事者等に対する研修及び出前講座を実施している。 ・出前講座(H30 35回実施 受講者 1,011人) |
| 20 | | 市町村に対する助言や、障害者福祉施設従事者等に対する研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止等に努めます。 | 障がい者支援課 | ○障がい者虐待防止の取組と発生した場合の適切な対応のために、国が実施する研修修了者が講師となり、市町村虐待防止センターの職員を対象とした研修会を開催した。また、長野県自立支援協議会権利擁護部会及び、地域自立支援協議会権利擁護部会と共催で、障害福祉施設の管理者等を対象とした研修会を実施した。 ・市町村職員対象研修(初任者研修:H30 1回実施 参加者48名) (担当者研修:H30 2回実施 参加者43名) |
| 21 | | 虐待防止及び発生時に対応するためのスキルアップを目指して、国が実施する研修会へ職員を派遣するとともに、研修修了者が講師となって市町村等の職員や障害者福祉施設従事者等に対する伝達研修を実施します。 | 障がい者支援課 | ・障害者施設管理者研修(H30 5回実施 参加者535名) |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|----------|-----------------|---|---------|--|
| 22 | 福祉施設利用者の権利擁護の推進 | 各施設が設けている苦情解決の仕組みについて、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われるとともに、施設内での情報の共有化が図られるなど、適正に運用されるよう支援します。 | 障がい者支援課 | ○事業者に対する定期的な集団指導や実地指導を通じ、第三者委員の活用や、結果の公表に努めることなど、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取組を事業者自らが行うよう助言している。 |
| 23 | | 全ての施設において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、実地指導※や集団指導※等により事業者に対する指導を実施します。 利用者等の生命・身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合には、監査による勧告 | 障がい者支援課 | ○平成30年度は障害者支援施設31か所、障害児入所施設3か所、障害福祉サービス事業所等499か所への実地指導を行ったほか、事業者を集めた集団指導を4回開催した。 |
| 24 | | 福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。 | 地域福祉課 | ○福祉サービス運営適正化委員会において、福祉サービスに関する苦情解決体制の普及・啓発のための広報活動(ポスター、ホームページを通じてのPR等)、苦情対応のための研修、苦情対応に関する調査等を実施した。 ・苦情受付件数 H28:57件 H29:62件 H30:57件 ・相談受付件数 H28:154件 H29:166件 H30:305件 |
| 25 | | 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して引き続き必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。 | 地域福祉課 | ○日常生活自立支援事業が適切に実施されるよう、長野県社会福祉協議会に対して財政的な支援を行うとともに、研修会等の後援等を行った。 ・相談件数 H28:95,435回 H29:92,941回 H30:92,726回 ・有効契者数 H28:1,470件 H29:1,463件 H30:1,426件 |
| 26 | | 障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止につながる体制づくりを図ります。 | 地域福祉課 | ○次に掲げる業務を保護観察所、他の地域生活定着支援センター、矯正施設、市区町村、社会福祉施設等福祉サービス事業者、障がい者総合支援センターその他の関係機関等と連携して行った。 ・コーディネート業務【27件】、フォローアップ業務【25件】、相談支援業務【5件】 ・セミナー・研修会の開催【延べ4会場】 ・運営委員会の開催【7回】 |
| ②権利行使の推進 | | | | |
| 27 | 成年後見制度の利用促進 | 判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、家庭裁判所や関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。 市町村が講ずる、成年後見制度利用支援のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。 | 地域福祉課 | ○成年後見センター等が県内14か所設置されている。(H31年度から新たに1か所設置) ○長野県社会福祉士会が行うセミナー等に対し、補助することで成年後見制度の利用促進を行った。 ・成年後見制度利用促進セミナー(参加者182名) ・成年後見制度説明会・研修会(参加者142名) ・成年後見制度活用講座(参加者40名) ○成年後見制度利用促進のため、成年後見関係団体と連携・協議を行った。 課題:成年後見センターの設置は進んでいるが、成年後見制度利用促進基本計画に記載されている地域連携ネットワークや中核機関の設置に関する議論が進んでいないこと。 |
| 28 | 権利行使の支援(選挙関係) | 障がいのある人や高齢者が投票を行うために必要な支援を行います。 ・障がいのある人や高齢者の投票機会を幅広く確保するため、投票所までの巡回・送迎バスの運行などの移動支援や、投票所における車いす利用者等への介添え、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。 ・聴覚障がいのある人が、候補者等の政見等を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳を拡大するよう、国へ要望します。 | 市町村課 | ○国や県の選挙が行われる都度、市町村選挙管理委員会に対して、投票所の入口に段差がある場合の人的介助やスロープの設置、投票所への点字器の備え付けなどについて要請している。 ○国や県の選挙において、点字による候補者の氏名・所属党派一覧を作成し配布している。(H28参 選挙区・比例代表 各2,267部) (H30知 2,200部) (H29衆 小選挙区2,193部、比例・国民審査各2,178部) (H27県議 1,674部) ○公職選挙法の一部改正により、屋内の演説会場内における映写等が解禁され、要約筆記の投影などができるようになった。(H25参院選から適用) ○公職選挙法の一部改正により、政見放送を行うことができるすべての選挙において、政党等の判断により手話通訳を付すことができるようになった。(H30.6月) ○都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、政見放送又は経歴放送を行うことができるすべての選挙において字幕を付すことができるよう、国に要望した。(H30.12月) ○投票所において、言葉が不自由な方や聴覚に障がいがある方への案内を円滑に行うため、投票の方法やよくある質問事項等をイラストと文字で表現したコミュニケーションボードを作成し、投票所に配置した。(H26知事選から) ○各種資料や不在者投票指定施設の現地調査等を通じて、不在者投票制度の周知に努めている。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|---------------------|---------------------|---|--------|--|
| ③地域における福祉活動・福祉教育の推進 | | | | |
| 29 | 民生委員・児童委員による相談支援の推進 | 民生委員・児童委員活動における必要な知識について研修を行い、資質の向上を図ります。 | 地域福祉課 | ○『民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン』を県ホームページに掲載し、活用を促進。 ○民生委員・児童委員の資質向上に資する研修を、長野県社会福祉協議会に委託し実 |
| 30 | ボランティア・NPO活動の推進 | 県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がいのある人を支えるボランティア活動を支援します。 | 地域福祉課 | ○ボランティア実践プログラムを実施し、地域コミュニティ、地域で活動する実践者等の経験を活かし、障がい者・認知症高齢者やこどもなどを地域で見守り、日常的に支援活動を行うボランティアの人材養成と活動支援を行った。 ・セミナー、研修会等 計7回開催 参加者総数621名 |
| 31 | | 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を支援します。 | 地域福祉課 | |
| 32 | 福祉教育の推進 | 次世代のボランティア活動の担い手を育てるため、地域福祉推進の基盤となる福祉教育の普及・啓発を支援します。 | 地域福祉課 | ○福祉教育の普及を図ることを目的に、福祉教育推進フォーラムの実施等を県社会福祉協議会への補助事業として実施した。(参加者74人) ○福祉教育の普及を図るため、リーフレットを作成し配布した。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-----------------|---------------------|---|----------|---|
| 2 地域生活の支援 | | | | |
| (1) 地域生活移行の支援 | | | | |
| ① 居宅サービスの充実 | | | | |
| 33 | 短期入所事業所の整備促進 | 障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。 | 障がい者支援課 | ○短期入所事業所数は、平成30年度当初の135事業所(定員345人)から4事業所増加し139事業所(定員354人)となった。事業所の拡充を図るため、今後も整備促進に取り組む。(2020年度目標値:191事業所) |
| 34 | 市町村が支援する事業への支援 | 必要なサービスが提供できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。 | 障がい者支援課 | ○市町村が実施する地域生活支援事業に対する国庫補助金の確保等について、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じて、国へ要望を行った。 |
| 35 | 高齢の障がいのある人のための支援の充実 | 高齢の障がいのある人に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が基本となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、高齢の障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりに向けて、市町村等関係機関と連携して取り組みます。 高齢者の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援します。 | 介護支援課 | ○共生型サービス(障がい福祉サービス事業所が共生型の介護保険サービスの指定(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護)を受け事業を行う場合)に係る指定基準について、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」を改正し、定めた(H30.12.25改正、H31.4.1施行)。 ○地域包括支援センター職員の人材育成を目的にケアプラン作成・点検研修会及び新総合事業の実施に向けて、介護予防の利用計画の作成・評価に関する研修会を開催した。(回数:2回、参加者数:355人) また、生活支援コーディネーター養成研修会等を開催した。(回数:3回、参加者数:466人) ○地域包括ケア体制の構築を推進するため、地域ケア会議の運営がよりよいものとなるよう地域ケア会議に関する研修会を開催した。(ファシリテーション研修会:2日間×2会場、参加者数延97人) 地域ケア会議設置:H27年度末150圏域→H30年度末165圏域(全日常生活圏域) ○市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待対応研修等を4日間開催し、権利擁護の推進に努めた。(参加者数:379人) |
| 36 | 障がい者用福祉機器への支援 | 県工業技術総合センターにおいて、障がい者用福祉機器の開発を支援します。 | ものづくり振興課 | ○県工業技術総合センターにおいて、乗用可能型歩行補助装置の構造解析に関する依頼試験、動作支援ロボティクスウェア及び介護用ベッドのEMC試験など、障がい者用福祉機器の開発支援(5件)を実施した。 |
| 37 | | 県立総合リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具の製作、修理及び相談を行い、日常生活動作の向上を支援します。 | 障がい者支援課 | ○平成28年度においては、義肢装具製作を168件、修理を192件行うとともに、更生相談室で実施している巡回相談に同行し補装具の適合判定を行った。 |
| 38 | タイムケア事業(レスパイトケア)の実施 | 日中一時支援事業の利用状況及び障害者総合支援法の見直し状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、適切に実施します。 | 障がい者支援課 | ○障害者総合支援法に基づく日中一時支援事業を補完するタイムケア事業については、平成28年度は60市町村において1,899人(H27:62市町村2,122人)の利用があった。また、日中一時支援事業は、51市町村(H27:50市町村)が実施した。引き続き障害者総合支援法の見直し状況などを踏まえ、タイムケア事業のあり方を検討する。 |
| ② 住まい、日中活動の場の充実 | | | | |
| 39 | サービス提供体制の整備 | 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を行うとともに、サービス提供基盤の整備について計画的に支援します。 | 障がい者支援課 | ○居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービス事業者は、平成30年度当初の延べ636事業所から、43事業所増加し、679事業所となった。 ○日中活動の場となる通所施設については、平成30年度当初の538事業所(定員9,091人)から、5事業所(定員183人)増加し、543事業所(定員9,274人)となった。 ○生活の場となるグループホームは、平成30年度当初の526住居(定員2,965人)から、25住居(定員123人)増加し、551住居(定員3,088人)となった。 ○県では、社会福祉施設等整備事業補助金により、障がい者(児)施設5か所、グループホーム6か所の創設・改修等の施設整備に要する経費に対して助成を行った。 |
| 40 | | 自立生活援助サービスなどにより、地域で自立した生活を送ることができる体制の整備を図ります。 | 障がい者支援課 | ○平成30年度に新設されたサービスであり、平成30年度末時点で8事業所となった。 ○自立生活援助については、地域での自立した生活を支えるサービスとして、地域定着支援と併せて自立支援協議会や各種研修を通じて、活用事例について紹介している。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|----|----|----|--|-------|-------|-----|---|---|---|----|----|----|----|------|----|----|----|----|-----|----|--|--|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|-------|-----|-----|----|-------|
| 41 | サービスの質の向上 | 障がい者が希望する生活の実現や、生活の質を向上させるための課題等を的確に把握し、一人ひとりに合った個別支援計画が作成されるよう支援します。 | 障がい者支援課 | ○個別支援計画について、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導及び集団指導の際に一人ひとりに合った計画を作成するよう説明を行っている。 ○県で行う実地指導に市町村も同行し、適切な支援が行われるよう指導等を行った。 ○苦情解決については、中立性や客観性を確保する観点から、第三者委員の活用を事業所に周知している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | | 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、集団指導及び実地指導を行います。 | 障がい者支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43 | | 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。 | 地域福祉課 | ○第三者評価制度について、県公式ホームページに制度概要等を掲載するとともに、実地指導の際に制度説明及び受審勧奨を行った。 ○施設等の実地指導については、重点事項等を定めた実施方針に基づき、障害福祉サービスの質の向上等を主眼に置いて効果的・効率的に実施した。(H30:452事業所等) ○市町村が行う指導監査を支援するため、県が行う実地指導に市町村職員が同行して合同実施した。(H30:97事業所等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | | 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | | 市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施できるよう、実施方法の助言や合同での実地指導の実施などの支援を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 46 | 障害福祉サービスの内容等を公表する、情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。 | 障がい者支援課 | ○平成30年9月から独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM NET上で事業所情報の公表を開始し、平成30年度末現在、公表対象サービスの8割超となる1,904サービスの情報が公表された。今後は公表情報の年度更新を行うとともに、情報の不足等により未公表又は未報告のサービスについて、全てのサービスが公表されるよう引き続き事業者働きかけを行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 | 県営住宅のグループホームへの活用 | 地域の実情を踏まえながら、県営住宅のグループホームへの活用を図ります。 | 公営住宅室 | ○県営住宅の福祉事業活用として、引き続きグループホームへの活用を行った。 ※現在グループホームとし活用している住戸について、今後の県営住宅用地の維持管理方針により、活用の継続について検討する必要がある。 活用実績(平成31年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>精神障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団地数</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>31</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>入居者数</td> <td>46</td> <td>17</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> ○障がいのある入居者に対し、家賃減免を実施した。 平成30年度末の適用件数は1,035件であり、身体障がい者が増える一方、精神障がい者が減少した。 減免適用実績(各年度3月31日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総件数</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>身体障がい</th> <th>精神障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1,040</td> <td>554</td> <td>375</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,035</td> <td>566</td> <td>364</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> ○障がいのある方への住宅支援として、抽選回数を2回に増やしたり、住宅に困窮する実情を評価し選考する優先入居の取扱いを実施した。 統一募集(年2回)における募集状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>応募数</th> <th>当選数</th> <th>当選率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>97</td> <td>34</td> <td>35.1%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>108</td> <td>37</td> <td>34.3%</td> </tr> </tbody> </table> (全当選世帯に占める優先世帯の割合は、H30年度84.1%) ○単身での入居を希望する精神障がい者及び知的障がい者について、市町村または法人等の支援機関による支援体制が整備されており、単身での生活が可能であることが確認できた場合には、入居が可能である。 | 区分 | 総数 | 内訳 | | 精神障がい | 知的障がい | 団地数 | 7 | 2 | 5 | 戸数 | 31 | 16 | 15 | 入居者数 | 46 | 17 | 29 | 年度 | 総件数 | 内訳 | | | 身体障がい | 精神障がい | 知的障がい | H29 | 1,040 | 554 | 375 | 111 | H30 | 1,035 | 566 | 364 | 105 | 年度 | 応募数 | 当選数 | 当選率 | H29 | 97 | 34 | 35.1% | H30 | 108 | 37 | 34.3% |
| 区分 | 総数 | 内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 精神障がい | 知的障がい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団地数 | 7 | 2 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戸数 | 31 | 16 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入居者数 | 46 | 17 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 総件数 | 内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 身体障がい | 精神障がい | 知的障がい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 1,040 | 554 | 375 | 111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 1,035 | 566 | 364 | 105 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 応募数 | 当選数 | 当選率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 97 | 34 | 35.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 108 | 37 | 34.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-----------------|--------------------------|--|----------|--|
| ③精神障がい者の地域移行の支援 | | | | |
| 48 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい保健福祉圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。 | 保健疾病・対策課 | ○障がい保健福祉圏域ごとに、自立支援協議会地域生活支援部会等が中心となって、ピアサポーターの活用や長期入院者への支援など精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議したり、研修会や事例検討会を行うなど、保健・医療・福祉の関係者が共通理解を深め、連携体制を強化する取組を行った。 |
| 49 | 精神障がい者の地域移行・地域定着の支援 | 障がい保健福祉圏域の精神障がい者地域移行関係職員や保健、医療、福祉、介護などの関係機関と連携し、精神障がいのある人の地域移行・地域定着の支援を推進します。 | 保健疾病・対策課 | ○圏域ごとの取組に違いがあることから、各圏域の相談支援専門員や保健福祉事務所担当者等の参集する「精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会」を開催し、情報交換や事例検討を通じて、全県で地域移行・地域定着支援体制の強化が図られるよう取り組む。 |
| 50 | | 支援関係者に対する研修を、精神保健福祉センター及び各圏域で開催します。 | 保健疾病・対策課 | ○精神障がい者地域移行・地域生活支援関係者研修〔精神保健福祉センター開催〕 県内の相談支援事業所、福祉サービス事業所、市町村職員等を対象に地域移行支援等の基本的知識及び技術の習得・向上のため開催した。(H30: 2月26日開催、参加者67名) ○圏域事業実施体制強化のための関係者研修〔保健福祉事務所開催〕 圏域の自立支援協議会関係者、地域移行・地域定着支援関係者等を対象に、ネットワーク構築のための研修、事例検討を行った。(H30: 開催回数 28回(10保健福祉事務所)、参加者 延べ662人) |
| 51 | 障がい者支え合い活動の支援 | 地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がいのある人の相談支援、普及啓発活動を支援します。 | 保健疾病・対策課 | ○障がい者支え合い活動支援事業の相談支援活動として、精神科病院に入院している又は退院後間もない精神障がい者等に対し、同じ障がいや病気を経験した支援者(当事者支援員)による面接や訪問等の相談支援を実施した。(H30: 80回、相談支援対象者 延549人) ○同事業の普及啓発活動として、精神疾患や精神障がいに関する正しい知識の普及のため、当事者支援員を講師や体験発表者等として県内で開催される研修会等に派遣した。(H30: 派遣回数 23回、研修会等の参加人員 延2,215人) |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-------------------------------|---------------------|---|---------|---|
| ④障がいのある人にとって利用しやすい施設(県立施設の役割) | | | | |
| 52 | 障がいのある人の視点に沿った整備・運営 | 信濃学園 県内唯一の知的障がい児の福祉型入所施設としてセーフティネットの機能を果たすとともに、利用者個々の障がい特性に即した専門的支援の充実に努めます。 | 障がい者支援課 | ○信濃学園 加齢児の地域移行や他施設への移行を実現させた一方で、新たに4名の入所者の受け入れを行った。また、短期入所は実人員33人・延83日、日中一時支援は実人員30人・延183時間の受け入れを実施。療育相談である「こまくさ教室」では26人の相談に対応し、公開講座には92人が参加された。 今後も引き続き、利用者個々の障がい特性に即した専門的な支援を行い、その適切な発達を促すよう努めていく。 |
| 53 | | 総合リハビリテーションセンター 平成28年3月に提出された「総合リハビリテーションセンターの今後のあり方に関する報告書」をふまえ、諸課題の解決を図り、県民の医療・福祉・保健に資するための総合的リハビリテーションサービスの提供に努めます。 | 障がい者支援課 | ○総合リハビリテーションセンター サービスの質の向上を図るため「第四次経営推進プラン(計画期間H30～R2年度)」を策定して運営を行った。(定員:病院80床、障害者支援施設80人) 【年間実績()はH29数値】 ・病床利用率(1階):68.4%(72.3%) ・病床利用率(2階):71.0%(72.3%) ・手術件数:428件(407件) ・障害者支援施設利用者数:47.0人/日(47.2人/日) ・補装具製作件数:177件(151件) ・補装具修理件数:204件(184件) |
| 54 | | 西駒郷 平成29年3月に提出された「西駒郷あり方検討会報告書」をふまえ、県内の実情やニーズに則した事業内容や施設整備等を検討するとともに、引き続き利用者の個別支援の向上に努めます。 | 障がい者支援課 | ○西駒郷 利用者及びその保護者を対象とした地域生活移行希望調査を実施し、地域生活移行を希望する利用者はわずかとなったが、利用者の希望に配慮しながら地域生活移行を推進した。退所を希望しない利用者については、個別支援計画に基づき利用者に寄り添った支援を実施した。 【年間実績】 ・地域生活移行者数:1人 |
| 55 | | 障がい者福祉センター(サンアップル) 障がいのある人が身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、スポーツ指導員による個々の障がい特性に合った指導や文化芸術イベントの開催をする等、支援の充実に努めます。 | 障がい者支援課 | ○障がい者福祉センター 各地域においてスポーツ指導員が団体からの要望を受け指導を行った。 ・サンスポート駒ヶ根 出張スポーツ教室1,649名(83回) ・サンスポートまつもと 出張スポーツ教室3,120名(217回) ・サンスポート佐久 出張スポーツ教室3,092名(215回) ・サンスポートながの 出張スポーツ教室642名(37回) |
| 56 | | 聴覚障がい者情報センター 聴覚に障がいのある人であっても、取得できる情報量の差をより少なくするため、聴覚障がい者のニーズに合った情報の提供や伝わりやすい手段の充実に努めます。 | 障がい者支援課 | ○聴覚障がい者情報センター 聴覚障がい者の社会参加に向けた各事業を実施した。 ・図書、DVD・ビデオの貸出 1,958人 3,464冊 ・図書、DVD・ビデオの閲覧 10,381人 ・生活相談 453件 ・代理電話サービス 35件 |
| (2)生活の安定に向けた取組み | | | | |
| 経済的支援制度 | | | | |
| 57 | 各種手当制度の周知 | 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について周知を行います。 | 障がい者支援課 | ○県ホームページでの周知や各地域の担当者に対して研修会または通知や資料の送付を行い、制度の周知を依頼した。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|-----------|---|-----------|-----------|-----|------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-----|----|----|-------|-----|-----|----|-------|
| 58 | 重度障がい者への医療費の助成 | 重度心身障害者(児)や遷延性意識障害者の患者家族の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分への助成を行います。 | 健康福祉政策課 | ○障がい者に係る福祉医療費給付事業補助金の推移(人、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>71,154</td> <td>71,030</td> <td>71,003</td> <td>70,526</td> <td>70,766</td> <td>71,687</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>2,486,781</td> <td>2,447,309</td> <td>2,438,807</td> <td>2,422,253</td> <td>2,452,065</td> <td>2,511,973</td> </tr> </tbody> </table> | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 対象者数 | 71,154 | 71,030 | 71,003 | 70,526 | 70,766 | 71,687 | 補助金額 | 2,486,781 | 2,447,309 | 2,438,807 | 2,422,253 | 2,452,065 | 2,511,973 | | | | | | | | | |
| | | | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者数 | 71,154 | 71,030 | 71,003 | 70,526 | 70,766 | 71,687 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助金額 | 2,486,781 | 2,447,309 | 2,438,807 | 2,422,253 | 2,452,065 | 2,511,973 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健・疾病対策課 | ○ 遷延性意識障害者医療費給付事業の受給者及び医療費の推移(人、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>医療費給付額</td> <td>1,190</td> <td>1,780</td> <td>1,147</td> <td>1,934</td> <td>2,293</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 遷延性意識障害者医療の推進及び患者家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分を給付している。 ・ 他の障害者医療制度等との公平性の観点から、平成22年10月から見直しを行い、平成25年10月より新制度へ移行した。</p> | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 受給者数 | 6 | 7 | 5 | 9 | 6 | 医療費給付額 | 1,190 | 1,780 | 1,147 | 1,934 | 2,293 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受給者数 | 6 | 7 | 5 | 9 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療費給付額 | 1,190 | 1,780 | 1,147 | 1,934 | 2,293 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 59 | 通所通園等推進事業の実施 | 心身障害児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うものであることから、児童及び付添人の通園に要する交通費を補助することにより、障がい児(者)の家庭の経済的負担を軽減します。 | 障がい者支援課 | ○H29において、実人員で71件、総額800,367円の助成を行い、障がい児(者)の家庭の経済的負担の軽減を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60 | 自動車税等の減免制度の周知 | 身体障がい者等が所有する自動車の自動車取得税及び自動車税の減免制度、申請期限等について、県のホームページや納税通知書に制度の案内を同封するなど、幅広く周知を行います。 | 税務課 | ○納税通知書に同封する「案内チラシ」に身体障がい者等に対する減免制度について詳細を記載したほか、県ホームページに掲載するなど周知を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 県営住宅入居での支援 | 県営住宅への入居について、入居収入基準の緩和、優先入居、単身入居の措置等により、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。 収入の状況に応じて家賃の減免を行います。 | 公営住宅室 | (再掲) ○障がいのある入居者に対し、家賃減免を実施した。 平成30年度末の適用件数は1,035件であり、身体障がいが増える一方、精神障がい者が減少した。 減免適用実績(各年度3月31日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総件数</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> <tr> <th>身体障がい</th> <th>精神障がい</th> <th>知的障がい</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>1,040</td> <td>554</td> <td>375</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>1,035</td> <td>566</td> <td>364</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> <p>○障がいのある方への住宅支援として、抽選回数を2回に増やしたり、住宅に困窮する実情を評価し選考する優先入居の取扱いを実施した。 統一募集(年2回)における募集状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>応募数</th> <th>当選数</th> <th>当選率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>97</td> <td>34</td> <td>35.1%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>108</td> <td>37</td> <td>34.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○単身での入居を希望する精神障がい者及び知的障がい者について、市町村または法人等の支援機関による支援体制が整備されており、単身での生活が可能であることが確認できた場合には、入居が可能である。</p> </p> | 年度 | 総件数 | 内訳 | | | 身体障がい | 精神障がい | 知的障がい | H29 | 1,040 | 554 | 375 | 111 | H30 | 1,035 | 566 | 364 | 105 | 年度 | 応募数 | 当選数 | 当選率 | H29 | 97 | 34 | 35.1% | H30 | 108 | 37 | 34.3% |
| 年度 | 総件数 | 内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 身体障がい | 精神障がい | 知的障がい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 1,040 | 554 | 375 | 111 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 1,035 | 566 | 364 | 105 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 応募数 | 当選数 | 当選率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H29 | 97 | 34 | 35.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H30 | 108 | 37 | 34.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|---------------|-------------------------|--|--------------|--|
| (3) 相談支援体制の充実 | | | | |
| 62 | 計画相談・障がい児相談の充実 | 障がい者(児)本人や家族が希望する生活を実現させるために、状況の変化等に 応じたニーズを把握し、サービス利用に関する再調整等を行うモニタリングを、障害 福祉サービスを利用するすべての人に対し、定期的・継続的に実施します。 | 障がい者支 援課 | ○平成30年度末現在の障がい児者に対するサービス等利用計画策定率は99.9%であ り、障害福祉サービス利用を希望するすべての障がい児者に相談支援サービスが提供 できる体制が整えられた。 |
| 63 | 地域移行・地域 定着支援の強化 | 市町村及び相談支援事業所等地域の支援関係者と連携して、体験の機会・場の利用 等により、施設や病院に長期入所(入院)している障がいのある人の地域生活移行を 進めます。 地域定着支援や定期的な巡回訪問等を行う自立生活援助を活用し、緊急時支援が必要 な障がいのある人の情報を事前に把握して地域の支援関係者が共有することにより、 地域生活の継続のための支援を強化します。 | 障がい者支 援課 | ○地域移行・地域定着の進捗状況及びその原因を把握しつつ、市町村、保健・疾病対 策課や自立支援協議会と連携しながら、必要な対応策の検討を図る。 |
| 64 | | | 保健・疾病 対策課 | ○障がい者支え合い活動支援事業の相談支援活動として、精神科病院に入院している 又は退院後間もない精神障がい者等に対し、同じ障がいや病気を経験した支援者(当 事者支援員)による面接や訪問等の相談支援を実施した。(H30:80回、相談支援対象 者 延549人) |
| 65 | | 地域における相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置促進を図りま す。 | 障がい者支 援課 | ○平成30年度末時点で10圏域の中で7か所の基幹相談支援センターが設置されている。 ○基幹相談支援センターを中心に配置され、地域の相談支援の指導的立場を担うこと が期待される主任相談支援専門員が平成30年度に新設された。国の直接養成研修によ り、3名の主任相談支援専門員が県内の基幹相談支援センターに配置されている。 |
| 66 | 相談支援専門員 の養成と資質向 上 | 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研 修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」の基幹相談支援セン ター等への計画的な配置を目指します。 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域における研修・人材育成のリー ダーの養成を支援します。 | 障がい者支 援課 | ○長野県自立支援協議会の活用とともに、相談支援従事者養成研修を行うの指定事業 者である長野県相談支援専門員協会と連携し、必要な研修計画を進めてきた。今後、 相談支援専門員養成研修(初任・現任研修)の質の向上と地域の相談支援専門員の指 導的立場となる主任相談支援専門員を育成する主任相談支援専門員研修の開催につ いて検討を進めている。 |
| 67 | 県自立支援協議 会の体制充実 | 各地域自立支援協議会の代表者、連携機関、当事者団体等を構成員として、療育、 人材育成などの専門部会や相談支援体制機能強化会議を設置し、地域自立支援協議会 と連携しながら、地域の課題解決のための協議を行い、地域バックアップ体制を強化 します | 障がい者支 援課 | ○障がい者の相談支援のシステムづくりに関し主導的役割を担う協議の場として、当 事者、圏域代表者等で組織するとともに、人材育成・療育・就労支援・精神障がい者 地域移行支援・権利擁護の5専門部会に加え、相談支援体制機能強化会議にて地域を バックアップする仕組みを協議会内に設置し、集約した地域の課題を協議した。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|---------------------|-----------------|---|---------|--|
| (4) 福祉人材の養成・確保 | | | | |
| 68 | 有資格者の養成、従事者の確保 | 福祉大学校において質の高い介護福祉士等の養成を実施します。 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します | 地域福祉課 | ○福祉大学校から介護福祉士(7名)、保育士(44名)を輩出。27年度からは保育学科に幼稚園教諭免許が取得出来る体制(通信教育課程の大学との提携)を整えた。 ○県内4箇所のキャリア支援専門員の配置を継続。県内各地域で就職面接会・地区面接会を開催(計22回:求職者780人参加)する等、マッチングを推進。 |
| 69 | 従事者に対する研修の充実・推進 | サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて受講できるように、長野県版「キャリアパス・モデル」※に対応した研修を実施します。 | 地域福祉課 | ○福祉職場で働く職員が、職務段階に共通して求められる資質能力の習得を目的とした「福祉職員生涯研修」を継続的に実施。28年度にリーダー課程(子育て支援機関)を新設し、保育士を束ねるリーダーとしての資質向上を図った。 要援護者に対して相談や助言を行う民生委員児童委員に対する研修等も実施。 (H30:8,870人、H29:8,771人、H28:8,847人、H27:6,985人受講) |
| 70 | 職場体験等 | 中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、中学校、高校に福祉・介護の従事者を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより福祉の仕事に対する理解を深めます。 | 地域福祉課 | ○福祉の職場体験(H30:568人)や、中学・高校を中心に訪問講座(H30:36校、2,165人)を実施。 |
| 71 | 施設職員の処遇向上等 | 施設職員が安心して働き続けることができるよう、福祉・介護職員等処遇改善加算等により給与等の処遇改善を図るとともに、勤務条件や福利厚生の上など働きやすい職場環境の整備について助言等を行います。 | 障がい者支援課 | ○福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算により、サービス提供職員の処遇改善を図っている。 ○平成31年3月の時点で917の事業所が上記加算を申請した。 |
| (5) 地域生活支援拠点等の整備・充実 | | | | |
| 72 | 体制の機能の充実・強化 | 地域生活支援拠点の効果的かつ持続可能な運営のため、県自立支援協議会等を活用した、地域の現状や課題等の把握・共有、好事例の紹介などにより、市町村(圏域)の取組を支援します。 市町村(圏域)においては、必要な機能が適切に実施されているか、定期的に評価を行い、その取組情報の公表を通じて、地域の課題を把握することにより、体制の充実・強化を図る必要があります。 | 障がい者支援課 | ○平成30年度末時点で9圏域(61市町村)において地域生活支援拠点等が整備済となった。長野県自立支援協議会障がい者相談支援体制機能強化会議を活用し、地域の取組の情報共有等、後方支援を行っている。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | |
|--------|---------------------|---|----------------------|---|--|----------|----------|--------|------------|------------|--------|------------|----------|
| | 3 安全で暮らしやすい地域づくり | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 安全な暮らしの確保 | | | | | | | | | | | | |
| | ①防犯・交通安全対策の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 73 | 障がいのある人の保護対策の推進 | 自治体を始めとする関係機関・団体と連携を密にし、防犯に関する情報を迅速に共有できる体制づくりを構築します。 社会福祉施設職員等に対する防犯講習・訓練等を実施し、危機管理意識の向上を図ります。 社会福祉施設等における施設設備面の防犯対策について助言、指導を行います。 障がい者虐待を認知した際、市町村への速やかな通報や被害者の保護対策など、被害者の立場に立った的確な措置を講じます。 | 警察本部 (子供・女性安全対策課) | 平成30年中の実績 【障害者虐待防止法に基づく対応】 ・ 障がい者虐待認知件数 24件(前年比+2件) ・ 市町村への通報 18件(前年比-2件) ・ 加害者への指導警告 18件(前年比±0件) ・ 事件検挙 1件(前年比+1件) | | | | | | | | | |
| 74 | 交通安全諸対策の推進 | 関係機関・団体と協力しながら、障がいのある人を始めとして、幼児から高齢者に至る全ての県民に対し、交通安全意識を高めるための交通安全教育を推進します。 関係機関や地域ボランティアとの協力により、障がいのある人に配慮した交通安全に関する広報啓発活動を積極的に推進します。 障がいのある人を始めとした交通弱者を交通事故から守るため、運転免許取得者及び運転免許更新者に対して、それぞれの機会に、適時適切な運転者教育を推進します | 警察本部 (交通企画課) | 企業に対する交通安全教室において、聴覚障がいのある従業員に対し、手話通訳を介した交通安全教育を実施するなど、障害のある方に配慮した交通安全教育を推進した。 また、自動車教習所等と連携しながら、運転免許取得時の教習等の充実を図るとともに、聴覚障害者標識や同標識を表示した車両に対して運転者が配慮すべき事項についての指導啓発を推進した。 | | | | | | | | | |
| | ②防災対策・災害発生時の支援の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 75 | 避難行動要支援者名簿の策定支援 | 市町村が行う災害時における障がいのある人等の避難支援の計画について、平成25年の災害対策基本法改正に伴い、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿(避難行動要支援者名簿)の作成が義務化されました。 この名簿の充実化と、個々の状況を鑑みた「個別計画」の早期策定を要請し、必要に応じて助言を行います。 | 危機管理防災課 | ○市町村に対して避難支援計画の策定や充実について、会議等の機会を捉えて要請や助言を行っている。 ※ 避難行動要支援者名簿各市町村策定率(平成31年3月現在) 77市町村(100.0%) | | | | | | | | | |
| 76 | 「災害時住民支え合いマップ」策定の推進 | 市町村が「長野県地域防災計画」に基づき作成する要配慮者の様態に配慮した避難支援計画を具体化する手法として、「災害時住民支え合いマップ」の策定を支援し、それを通じて、災害時だけでなく平常時における地域住民相互のつながりを深め、住民同士の支え合い活動・地域福祉活動を推進します。 | 地域福祉課 | ○平成29年度末時点で、「災害時住民支え合いマップ」の取組を実施している市町村が71市町村となっている。取組を実施していない6市町村については「避難行動支援者名簿」の整備等他の手法により、全市町村で要配慮者への対策等を実施している。 (平成30年度実績については、7月頃調査予定) ○平成31年度から「災害時住民支え合いマップ作成促進事業」を実施し、県社協と協力しながら、マップ作成を推進していく。 | | | | | | | | | |
| 77 | 要配慮者利用施設における防災対策の充実 | 福祉施設が、火災や地震など様々な災害に対応した非常災害対策マニュアルを整備するとともに、必要な訓練等を実施するよう指導します。 市町村の地域防災計画に定められた福祉施設において、浸水想定区域※や土砂災害警戒区域※など地域の実情に応じた利用者の避難確保計画を作成し、この計画に基づく避難訓練が実施されるよう支援します。 | 障がい者支援課 | ○障害福祉サービス事業者等に対する集団指導及び実地指導等で、全ての従業員が防災マニュアルの確認を行い、日ごろから従業員の防災意識を高めておくよう指導している。 ○また、地元自治会等との災害時協力体制に関する協定、他の障害福祉サービス事業所との災害時の利用者受入れに関する協定等の締結について助言している。 | | | | | | | | | |
| 78 | 福祉避難所の運営体制の充実 | 災害が発生した際に、障がい者等の要配慮者の方を対象として市町村が開設する福祉避難所の運営体制の充実を図るため、実際の災害を想定した福祉避難所設置・運営訓練の実施を市町村へ要請し、必要に応じて助言を行います | 健康福祉政策課 | ○福祉避難所の指定要請を市町村担当者会議等で実施(H30:計2回)したが、福祉避難所として適切な施設がない等の理由から、3市町村で福祉避難所が指定されなかった。 ○今後は、引き続き、市町村に対して必要な福祉避難所の確保等を要請するとともに、より実効性のある災害時の要配慮者支援体制の構築を図るため、福祉避難所設置・運営訓練の実施を要請・助言していく。 <参考：指定の状況> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H24.9.30</td> <td>H31.3.31</td> </tr> <tr> <td>指定済市町村</td> <td>41市町村(53%)</td> <td>74市町村(96%)</td> </tr> <tr> <td>未指定市町村</td> <td>36市町村(47%)</td> <td>3市町村(4%)</td> </tr> </table> | | H24.9.30 | H31.3.31 | 指定済市町村 | 41市町村(53%) | 74市町村(96%) | 未指定市町村 | 36市町村(47%) | 3市町村(4%) |
| | H24.9.30 | H31.3.31 | | | | | | | | | | | |
| 指定済市町村 | 41市町村(53%) | 74市町村(96%) | | | | | | | | | | | |
| 未指定市町村 | 36市町村(47%) | 3市町村(4%) | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------|---|-----------|---|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|---|---|---|---|----|
| 79 80 | 福祉避難所の運営体制の充実 | 病院、社会福祉施設、学校等多数の者が利用する建築物の耐震化を推進し、安全性の向上を図ることで、県民の生命及び財産を守ります。 | 建築住宅課 | <p>○平成28年3月に「長野県耐震改修促進計画(第Ⅱ期)」を策定し、多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率の目標値を平成32年度末で95%とした。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた大規模建築物についても、平成32年度末までに耐震化を完了させることとした。</p> <p>○住宅・建築物耐震改修促進事業のうち、特定耐震既存不適格建築物の耐震診断補助事業の実施件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19～26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>○多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率の状況(H27) : 89.7%</p> | H19～26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 累計 | 49 | 5 | 5 | 3 | 1 | 63 |
| H19～26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 累計 | | | | | | | | | | | |
| 49 | 5 | 5 | 3 | 1 | 63 | | | | | | | | | | | |
| 81 | 災害ボランティア活動の推進 | 災害時において迅速かつ効果的にボランティア活動が展開されるように、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等、センター運営全般のサポートを行う人材の養成を図ります。また、社会福祉法人、福祉職能団体等が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を支援します。 | 地域福祉課 | <p>○長野県社会福祉協議会の補助事業として、災害福祉広域支援ネットワーク構築事業を実施した。社会福祉法人、職能団体が参画する災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害時要配慮者を広域で支援する体制整備を行う会議や研修、そして、災害ボランティアセンター立ち上げ期から終息期までセンター運営全般のサポートを行うスーパーバイザーを養成する研修や訓練等が実施した。</p> <p>・延べ参加者数370名</p> | | | | | | | | | | | | |
| (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 福祉のまちづくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 82 | 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進 | 建築物のバリアフリー化を始めとする福祉のまちづくりを推進します。信州パーキング・パーミット制度※については、制度協力区画を増やすため企業等への協力依頼活動等、普及・啓発を推進します。地域共生社会の実現を目指し、長野県地域福祉支援計画の策定を検討します。 | 地域福祉課 | <p>○誰もが安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりをより一層推進し、より実効性のあるものにするため、障がい者団体等の意見や「長野県福祉のまちづくり会議」での検討結果等を踏まえ、バリアフリー法の整備基準に県独自の整備基準の追加、法の適合義務の生じる対象施設の対象面積の引下げ、及び障がい者等用駐車施設の適正利用の推進等を盛り込み、平成27年12月、福祉のまちづくり条例を一部改正した。</p> <p>・信州パーキング・パーミット制度(H31.3月末) 申請者数24,208名(車いす使用あり5,024名、車いす使用なし19,184名) 協力施設数946(幅広区画1,975、通常幅区画1,317)</p> | | | | | | | | | | | | |
| 83 | | 障がい者に限らず誰もが安心して暮らせるまちづくりの視点に立った、都市計画区域マスタープランの見直しを行います。 | 都市・まちづくり課 | ○第2回目の都市計画区域マスタープランの見直しを行った。 | | | | | | | | | | | | |
| 84 | | 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」を、あいサポート企業・団体と連携して推進します。また、外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」(仮称)の作成について関係団体と連携を図りながら取り組めます。 | 障がい者支援課 | ○長野県観光・交通案内アプリ「信州ナビ」へのバリアフリー機能の追加に向けて、関係団体と意見交換等の検討を行う。 | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------|---|--------|--|--|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|--|-------|-------|-------|----------|----|----|----|---------|----|----|----|-----------|---|---|---|----------|----|----|----|
| 85 | 交通バリアフリー化の推進 | ユニバーサルデザインの考え方を基本に、鉄道駅のバリアフリー化の施設整備、低床バスの普及促進、安全で利用しやすい交通アクセスの確保などの交通・移動対策の総合的な整備の促進を図ります。 | 交通政策課 | <p>○ 乗合事業者に対し、低床バスの導入等に対し助成することによりノンステップバス等の普及促進を図っている。</p> <table border="1"> <caption>低床バスの普及台数(台)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総車両数</td> <td>971</td> <td>980</td> <td>994</td> </tr> <tr> <td>移動円滑化基準適用除外車両(※1)を除いた車両数</td> <td>693</td> <td>638</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>内低床バス</td> <td>284</td> <td>297</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 地形等の理由により低床バスの導入が物理的に困難な路線を走行する自動車等 ※2 H30年度の実績はR元年秋頃判明</p> <p>○ 国が定める基本方針の中で、H32年度までにバリアフリー化を行うこととされた1日平均利用者数3,000人以上の駅について、鉄道事業者や地元市町村と協力して順次整備を進めている。また、基準値に満たない駅についても、地元市町村と協力して整備を行っている。</p> <table border="1"> <caption>駅のバリアフリー設備整備状況</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備が必要な駅数</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>内整備済み駅数</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他整備済み駅数</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>整備済み駅数合計</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H12年以降の新設・大規模改修駅は除く</p> | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | 総車両数 | 971 | 980 | 994 | 移動円滑化基準適用除外車両(※1)を除いた車両数 | 693 | 638 | 633 | 内低床バス | 284 | 297 | 312 | | H28年度 | H29年度 | H30年度 | 整備が必要な駅数 | 24 | 26 | 26 | 内整備済み駅数 | 19 | 23 | 23 | その他整備済み駅数 | 6 | 5 | 5 | 整備済み駅数合計 | 25 | 28 | 28 |
| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総車両数 | 971 | 980 | 994 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移動円滑化基準適用除外車両(※1)を除いた車両数 | 693 | 638 | 633 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内低床バス | 284 | 297 | 312 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備が必要な駅数 | 24 | 26 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内整備済み駅数 | 19 | 23 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他整備済み駅数 | 6 | 5 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備済み駅数合計 | 25 | 28 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 86 | | 音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機の整備を推進します。 青信号を通常より長くする高齢者等感応化信号機の整備を推進します。 障がいのある人が携帯する白杖反射シートや端末に反応し、信号の状態を音声で知らせたり、青信号を通常より長くするPICS(歩行者等支援情報通信システム)の整備を推進します。 右左折車両と歩行者の交錯の防止等を目的とした歩車分離式信号機の整備を推進します。 | 警察本部 | <p>障がい者等の安全な道路横断を確保するため、視覚障がい者用付加装置信号機や音響式歩行者誘導装置信号機等信号機のバリアフリー化の整備を推進した。色弱者に配慮した、表示灯を白色に変更した押しボタン箱を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者用付加装置 2箇所(合計448箇所) 音響式歩行者誘導装置 13箇所(合計355箇所) 歩車分離式信号 10基(合計434箇所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 87 | | 歩道の設置や無電柱化、歩道の段差切下げ、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、障がいのある人の活動範囲を広げることができる歩道のバリアフリー整備を行います。 | 道路管理課 | <p>○数値目標設定の内容について、平成30年度までに以下のとおり整備を行った。引き続き歩道のバリアフリー化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅の広い歩道設置 673km (H30 1km) 電線類の無電柱化 39.1km (H30 --km) 歩道の段差切下げ 1,910箇所 (H30 5箇所) 視覚障害者誘導ブロックの敷設 28.6km (H30 2.0km) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 住宅の整備に対する支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 88 | 障がい者にやさしい住宅改良促進事業の推進 | 日常生活をできる限り自力で行なえるように、障がいのある人の居住環境を改善し、住み慣れた家や地域で暮らし続けていけるように支援していきます。 | 地域福祉課 | <p>○補助対象市町村 20市町村 補助金額 7,492,000円(補助率 県1/2 市町村1/2) 整備件数 37件</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 89 | バリアフリー化等の推進 | 県営住宅の建替や改修において、床の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行い、障がいのある人等に配慮した住宅の整備を進めます。 県営住宅の建替において、地域の実情に応じて車いす使用者向け住宅の整備を行います。 | 公営住宅室 | <p>○平成30年度に、1棟21戸の建替に着手した ○平成28年2月に「長野県県営住宅プラン2016」(改訂版「長野県公営住宅等長寿命化計画」)を策定し、当面2団地の約180戸で建替を実施することとした。 なお、建替事業は、市町村への移管協議が整った団地にて実施することとした。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------------------------------|--|---------|---|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 4 社会参加の促進 (1) 就労支援の充実 ① 一般就労の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90 | 相談支援体制の充実 | 10圏域に各1か所ずつ設置する「障害者就業・生活支援センター」に配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障がい者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。 | 障がい者支援課 | ○関係機関との連絡会議の開催や自立支援協議会等を通じた情報共有の場を設け、就労支援ネットワークの連携強化を図っている。 ○今後も障害者就業・生活支援センターを中心に、企業等で行う職場実習の場を拡大し、一般就労を促進する。 ○障害者就業・生活支援センターの登録者数 <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr> <tr><td>2,422</td><td>2,904</td><td>2,972</td><td>3,348</td><td>3,463</td><td>3,592</td><td>3,715</td><td>3,781</td></tr> </table> ○障害者就業・生活支援センターからの就職者数 <table border="1"> <tr><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr> <tr><td>367</td><td>385</td><td>468</td><td>453</td><td>537</td><td>502</td><td>472</td><td>493</td></tr> </table> | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 2,422 | 2,904 | 2,972 | 3,348 | 3,463 | 3,592 | 3,715 | 3,781 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 367 | 385 | 468 | 453 | 537 | 502 | 472 | 493 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2,422 | 2,904 | 2,972 | 3,348 | 3,463 | 3,592 | 3,715 | 3,781 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 367 | 385 | 468 | 453 | 537 | 502 | 472 | 493 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 91 | | 求人開拓員による職業相談を通じた相談者の個別状況の把握、それに応じた求人開拓、求人企業への同行訪問や職業紹介状の発行等を行う無料職業紹介事業の実施により、障がいのある人の一般就労を促進します | 労働雇用課 | ○関係機関との連絡会議の開催や自立支援協議会等を通じた情報共有の場を設け、就労支援ネットワークの連携強化を図っている。 ○今後も障害者就業・生活支援センターを中心に、企業等で行う職場実習の場を拡大し、一般就労を促進する。 ○障害者就業・生活支援センターの登録者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 92 | 一般企業への就労の拡大 | 関係機関が連携して、企業における障がい特性に応じた対応方法や障がいに配慮した職場づくりのノウハウ等を共有する仕組みをつくり、障がいのある人の就労定着の支援に取り組みます。 より多くの企業が法定雇用率を達成できるように、ハローワークや就労支援機関などと連携し、雇用促進の啓発などを行います。 県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度(トライアル雇用制・ジョブコーチによる支援等)の周知・普及を行い、雇用拡大につなげます。 | 労働雇用課 | ○長野労働局長と知事の連名で、法定雇用率未達成企業に対する勸奨状を发出し、障がい者雇用の啓発を行った。(勸奨状発出件数:712件) 県下5か所の地域振興局に配置の求人開拓員が、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関等と連携し、求人開拓、企業とのマッチングを行い、就職に結びつけている。 (実績) ①求人開拓件数:110件(前年度比2件増加) ②就職件数(県発行紹介状によらない就職を含まない):19件(前年度比11件減少) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 93 | | | 人材育成課 | ○障がい者職業訓練コーディネーター及び障がい者職業訓練コーチを南信工科短期大学校、長野、松本、佐久技術専門校に各1名ずつ配置し、障がい者民間活用委託訓練を実施。 (受講者実績) H29年度 知識・技能習得訓練:59名(11コース)、実践能力習得訓練:55名、 特別支援学校早期訓練:15名、e-ラーニング訓練:7名(2コース) H30年度 知識・技能習得訓練:45名(8コース)、実践能力習得訓練:39名、 特別支援学校早期訓練:10名、e-ラーニング訓練:6名(2コース) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 94 | | 障がいのある人の就業・生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターによる個別支援を強化し、就労促進及び就労後の職場定着を図ります。 企業等での職場実習の場を拡大し、適切な助言指導の下で実習を行うことにより、障がいのある人の就労を促進するとともに企業側の雇用促進を図ります。 | 障がい者支援課 | ○障害者就業・生活支援センターが企業訪問等により個別支援を行うほか、障がい者短期トレーニング(職場実習)の実施を通じて障がい当事者、企業双方におけるマッチング精度の向上と、職場定着しやすい環境の整備を促進する。 ○障がい者短期トレーニング促進事業による職場実習件数 <table border="1"> <tr><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td></tr> <tr><td>383</td><td>475</td><td>498</td><td>528</td><td>596</td></tr> </table> | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 383 | 475 | 498 | 528 | 596 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 383 | 475 | 498 | 528 | 596 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 95 | | あんま、はり、きゅうなどの資格を有する視覚障がいのある人への支援については、盲人ホーム※において専門的な技術指導を行います。 | 障がい者支援課 | ○盲人ホームの運営事業に助成しており、平成30年度は242人が利用し、273回の施術を行った。(平成29年度 利用者231人、施術215回) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------------------------------|---|----------|--|----|-------|--|-----|--|-----|--|----|----|----|----|----|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|-------|---|----|---|----|---|-----|
| 96 | | 特別支援学校において、一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がいのある人の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します | 特別支援教育課 | ○労働局との連携により就労セミナーを開催し、特別支援学校高等部の生徒や保護者を対象に職場でのマナーや態度等を学ぶ機会を設けるほか、技術専門学校との連携により特別支援学校早期訓練を活用して一般企業での実習を行うことにより、一般就労につながった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 97 | | 障がいのある人を雇用する中小法人や個人事業主に対して、法人事業税と個人事業税の減税を行い、障がいのある人の雇用を促進します。 | 税務課 | ○障がい者を雇用した法人・個人の事業税を1/2減税した。 ・新たに障がい者を雇用した法定雇用率達成事業所もしくは常時雇用労働者数が49人以下の事業所が対象(減税額は30万円を限度)。 過去3年間の実績 (件、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">H28</th> <th colspan="2">H29</th> <th colspan="2">H30</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>12</td> <td>2,636</td> <td>24</td> <td>5,086</td> <td>21</td> <td>5,411</td> </tr> <tr> <td>個人事業税</td> <td>1</td> <td>59</td> <td>2</td> <td>73</td> <td>4</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | H28 | | H29 | | H30 | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 法人事業税 | 12 | 2,636 | 24 | 5,086 | 21 | 5,411 | 個人事業税 | 1 | 59 | 2 | 73 | 4 | 390 |
| 区分 | H28 | | H29 | | | H30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | 12 | 2,636 | 24 | 5,086 | 21 | 5,411 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人事業税 | 1 | 59 | 2 | 73 | 4 | 390 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98 | 自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向けた仕組みづくり | 企業向けに障がい者雇用の普及啓発を図るセミナーを開催するほか、求職者と企業の出会いの場となる合同企業説明会を開催し、障がいのある人の就労と企業の、障がいのある人の雇用を双方から支援します | 労働雇用課 | ○労働問題審議会において障害者等の雇用の在り方が審議され、平成25年11月にとりまとめられた報告書をもとに、障がい者雇用の啓発を目的として、障がい者を積極的に雇用している事業所及び他の模範となる勤労障がい者に対する知事表彰を平成26年度から実施するとともに、「障がい者雇用促進・職場定着支援事業」により、障がい者雇用の啓発を図り、就労後の定着に向けた支援を実施した。 ○平成30年度は、「障がい者と企業の出会いの場創出事業」により引き続き、障がい者雇用の普及啓発及び雇用の促進を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 99 | 発達障がいのある人への就労支援 | 長野県発達障がい者支援対策協議会の体制を充実し、企業における働きやすい環境づくりなど、就労に関する課題を検討します。 | 次世代サポート課 | 発達障がい者支援対策協議会に「自立・就業部会」を置き、一般就労を視野に入れた働く職場の拡大を検討している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 福祉的就労の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100 | 工賃アップに向けた事業所間連携の推進 | 事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や、共同販売会の開催など、事業所間の連携の促進と協力体制づくりを支援します。 工賃アップのためのアドバイス、企業等からの受注、販路の開拓などにより事業所の取組を支援します。 事業運営にあたり、農業、林業等他分野との連携を図る取組を進めます。 | 障がい者支援課 | ○共同受注窓口である特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会からの調達(庁舎の清掃業務委託等)などにより、事業所間の連携・協力体制づくりを支援 ○県内4か所に地域連携促進コーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所の状況に応じた工賃アップのアドバイスを行うとともに、企業や他事業所との連携による取組を促進 ○長野県セルフセンター協議会に委託し、同協議会に配置の福祉就労コーディネーターが共同受注等の取組を促進 ○障害者優先調達推進法に基づく各自治体の障がい者就労施設等への調達の推進のため、県からの自治体への法制度等に関する周知や、上記地域連携促進コーディネーター等による自治体と事業所との仲介等を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 101 | 質の高い技術導入の支援 | より質の高い作業や製品開発等に必要な知識・技術の習得のために、民間の専門的技術の導入を積極的に支援します。 | 障がい者支援課 | ○民間の専門的な知識や技能を有する専門家を事業所に対して15回派遣し、アドバイスを行うほか、企業や他事業所と連携した取組を促進した。 (月額平均工賃 H29年度 15,787円 ⇒ H30年度 16,130円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 102 | 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進 | 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき、市町村等と連携しながら、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図るとともに、民間企業等においても調達が促進されるよう必要な取組を行うことにより、事業所の収益力向上を目指します。 | 障がい者支援課 | ○障害者優先調達推進法に基づく各自治体の障がい者就労施設等への調達の推進のため、県からの自治体への法制度等に関する周知や、県内4か所に配置している地域連携促進コーディネーター等による自治体と事業所との仲介等を実施。 (長野県の障害者優先調達推進法に基づく 調達実績 H29年度 31,768,536円 ⇒ H30年度 35,670,873円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|--------------------------|-----------------------|--|---------|--|
| ③ 農業分野における就労支援 | | | | |
| 103 | 農福連携・林福連携による障がい者就労の推進 | 引き続き、農業就労チャレンジ事業を実施し、農業に取り組む事業所等への支援を強化します。 農業関係者に対し、障がいのある人を農業の担い手として位置付けることについての意識啓発を図るとともに、ハローワーク等の関係機関や求人開拓員などと連携し、就農への取組を進めます。 全国的組織の「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「全国農福連携推進協議会」の活動に参加し、他の自治体や関係団体等と施策の調査・研究に取り組み、就労の場の拡大や農産物の販路拡大等を一層進めます。 農業分野での障がいのある人の就労には様々な形態があることや、農家の労働力不足の解消に繋がることなどを農業者や市町村、JA等へ広く周知し、地域全体で障がいのある人の就農を支援していく取組を進めます。 農業及び林業分野での就労は、障がいのある人にとって就労機会の拡大や障がいの状態の改善に有効であり、農林業にとっても担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。 | 障がい者支援課 | ○平成26年度から、健康福祉部、産業労働部、農政部の3部連携による「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を実施、障がい者就労施設の施設外就労を促進した。 ○平成30年度実績：農業者からの依頼により行う農業活動への支援 42件 参加施設 22所 ○「農福連携シンポジウム」を通じて事業所や農業者への情報提供・共有を図るとともに、随時、障がい者就労施設に対し商談会等の開催情報を随時提供した。 |
| 104 | | | 農村振興課 | ○農業者団体の役員会など、様々な機会を捉えて「障がい者の農業就労チャレンジ事業」の啓発を行うとともに、要請に応じ農業改良普及センターが技術支援・助言等を行った。 |
| (2) 移動、情報コミュニケーションの支援の充実 | | | | |
| ① 移動支援の充実 | | | | |
| 105 | 移動支援事業の充実 | 各市町村の移動支援の取組を調査し、市町村に対し他の自治体の取組例を紹介するなど、より積極的な事業の実施を促します。 また、市町村が十分なサービスを行えるように、国へ予算の確保を要望していきます | 障がい者支援課 | ○地域生活支援事業に関する情報を市町村に提供し、積極的な事業の実施を促し、市町村での十分なサービスが行えるよう、適切に所要額調査等を行うと共に、事業が円滑に実施できるよう国に対し予算の一層の確保を要望した。 |
| 106 | 福祉有償運送の推進 | 福祉有償運送を行う運転者の要件として「第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、かつ国土交通大臣認定講習を受講している者」となっており、認定講習を実施する団体の会場確保等に協力し、福祉有償運送の担い手の確保に取り組みます。 | 地域福祉課 | ○サービス提供者に義務付けられている国土交通大臣認定移送サービス運転者講習を共催する等の支援を行った。 |
| 107 | 自動車運転訓練の実施 | 総合リハビリテーションセンターにおいて、障がい者用教習車を使用した運転免許取得訓練や運転免許は所持しているが、高次脳機能障害等により運転が困難になった人に対し運転習熟訓練を行います。 | 障がい者支援課 | ○障がいのある方の生活圏の拡大と職業適応力の拡大を図るため、運転免許取得及び習熟訓練を目的とした自動車運転訓練を実施し、31人の利用があった。 ○そのうち運転免許取得訓練実施者は3人、運転免許取得者は2人であった。 (H29実績：自動車運転訓練利用者27人、運転免許取得訓練実施者5人、運転免許取得者3人) |
| 108 | 身体障害者補助犬の給付及び理解の促進 | 必要とされる人に身体障害者補助犬の給付を行います。 ポスター、リーフレット等を活用して身体障がい者補助犬に関する広報、啓発を積極的に行い、県民及び補助犬が利用する事業者に対して理解を促進します。 | 障がい者支援課 | ○H29においては、身体障がい者補助犬更新希望者1名に給付を行った。また、広報、啓発活動については、県庁子ども記者体験を通じて小学生に対して周知を実施した。 |
| ② 情報・コミュニケーション支援の充実 | | | | |
| 109 | 障がい特性に応じた情報の提供 | 障がい特性に応じた情報提供のため情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための支援者等の養成や資質向上の取組を行います。 | 障がい者支援課 | ○手話通訳者、要約筆記者の養成事業を行い、手話通訳者は161名、要約筆記者は138名が登録されている。引き続き、目標達成に向けて養成事業を行っていく。 |
| 110 | 意思疎通支援者の養成 | 情報保障の確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員などの養成・研修を行うとともに資質の向上に努めます。 | 障がい者支援課 | |
| 111 | 点訳・朗読奉仕員の養成 | 点訳、朗読に必要な技術等の習得支援を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。 | 障がい者支援課 | ○点訳、朗読奉仕員の養成研修等をそれぞれ実施し、奉仕員を養成した。 30年度は点訳45回(延参加人数313人)、朗読44回(延参加人数670人)の養成研修を実施した。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------|--|---------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 112 | 失語症者向け意思疎通支援者の養成 | 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います | 障がい者支援課 | ○失語症者向け意思疎通者の養成研修等を実施した。 平成30年度実績：指導者2名、支援者1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 113 | 情報提供体制の整備 | 字幕入りビデオカセットの製作・貸出しや点字図書、デージー図書※、CD図書、カセットテープ等の貸出しを行います | 障がい者支援課 | ○障がいに応じた情報媒体での図書等の貸出しを行った。 (H30実績 点字図書貸出4,580冊、CD図書等6,666枚) ○障がいに応じた情報媒体での図書等の貸出しを行った。 (H30実績 字幕入りDVD・ビデオカセット貸出2,491本、点字図書貸出4,719冊、CD図書等貸出973冊) ○引き続き障がいの情報提供体制の充実を図っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 114 | | 県のホームページについて、アクセシビリティの向上も含め、障がい者や高齢者にもより使いやすいするため、改訂を進めてまいります。 | 広報県民課 | ○CATV43局で放送した県政広報テレビ番組でテロップを挿入した。 ○冊子及び新聞掲載の広報ながのけんの点字版とCD版を作成・配布した。 ・点字440部×4回(視覚障害者福祉協会から配布) ・CD300枚×4回(社会福祉協議会から配布) ○県公式ホームページを障がい者や高齢者の方にもより使いやすいものとするための改訂を行った。 公開日 H25.8.30 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 115 | ITコミュニケーションの支援 | 障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク(在宅就労)を推進する取組を行います。 | 障がい者支援課 | ○近年は、タブレット端末の普及やITを利用した福祉機器などが生活の様々な場面で活用されるようになり、障がい者のITサポート支援は、個々の障がいやニーズ状態に応じた専門的な対応が必要になっている。 ○障がい者ITサポートセンターの相談支援件数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>210</td> <td>278</td> <td>273</td> <td>247</td> <td>216</td> <td>179</td> <td>149</td> <td>134</td> </tr> </table> | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 210 | 278 | 273 | 247 | 216 | 179 | 149 | 134 |
| H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | | | | | | | | | | | | | |
| 210 | 278 | 273 | 247 | 216 | 179 | 149 | 134 | | | | | | | | | | | | | |
| 116 | 軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成 | 引き続き、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語発達の支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの予防、改善を図ります。 また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望します。 | 障がい者支援課 | ○軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業については、27市町村の71人に対して購入又は修理費用の補助を行った。(H28年度 22市町村45人) ○また、国に対しては、補装具費支給制度の対象を拡大するよう要望を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 117 | パリアフリーマップ(仮称)の作成 | 外出時などにおいて必要なパリアフリー情報が得られるよう、「パリアフリーマップ」(仮称)の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。 | 障がい者支援課 | ○長野県観光・交通案内アプリ「信州ナビ」へのパリアフリー機能の追加に向けて、関係団体と意見交換等の検討を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① スポーツ活動の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 118 | スポーツに親しむ機会の確保 | 2020年東京オリンピック・パラリンピック、2027年に本県で開催される第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会等により、障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。 | 障がい者支援課 | ○地区及び県障がい者スポーツ大会、車いすマラソン大会、県障がい者スキー大会等を開催した。また、県ホームページ「障がい者スポーツナビ」・メールマガジン「障がい者のスポーツ活動情報」に障がい者スポーツの情報を掲載し、広報活動等を通して、交流機会の拡大を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 119 | 地域における障がい者スポーツの定着 | 障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。 | 障がい者支援課 | ○平成30年度における初級指導員養成研修では新たに16人の受講があり、指導員養成の拡充が図られた。登録指導員は県スポーツ大会等各種行事の中で活動の充実化が図られているが、さらなる登録指導員獲得のため、指導員養成研修を実施していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|------------------------------|-----------------------|--|----------|---|
| ② 芸術文化活動の振興 | | | | |
| 120 | 文化芸術活動の推進 | 県では、信濃美術館の整備に障がいのある人の視点を取り入れる等、障がいのある人もない人も、誰もが日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを目指します。 | 信濃美術館整備室 | ○新美術館の整備にあたり、利用者にとって利便性の高い、開かれた身近な美術館を目指すため、平成29年度に引き続き、設計者や美術館館長が障がい者やその関係者等から直接ご意見や要望等をお聴きする意見交換会を開催し、建物の設計等に反映した。 |
| 121 | | ザワメキアート展、障がい者文化芸術祭及び障がい者文化芸能発表会を開催するなど、文化芸術活動の発表の場及び鑑賞機会を提供します。 障がいのある人等が文化芸術に親しみ、自らも楽しむことができるよう、指導者を派遣する等の事業展開を検討します。 障がいのある人の才能を見出し支援する方法や指導者の人材確保に向けた方策等を研究します。 | 障がい者支援課 | ○平成30年9月に実施した長野県障がい者文化芸術祭では1,656人が来場し、同芸術祭の巡回展示(計4回実施)には679人の観賞者があった。さらに、文化教室や文化活動体験会等を開催し、文化芸術活動に親しむ機会の提供を図った。 ○平成30年12月～2月に開催した「ザワメキアート展2018～信州の障がいのある人の表現とアール・ブリュット～」では、3,046人が来場し、障がい者の創作した芸術作品を鑑賞した。 |
| ② レクリエーション活動の振興 | | | | |
| 122 | バリアフリーマップ(仮称)の作成 | 外出時などにおいて必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」(仮称)の作成について関係団体と連携を図りながら取り組みます。 | 障がい者支援課 | ○長野県観光・交通案内アプリ「信州ナビ」へのバリアフリー機能の追加に向けて、関係団体と意見交換等の検討を行う。 |
| 123 | ユニバーサルツーリズムの取組支援や情報発信 | 誰もが楽しめる観光地域づくりを進めます。 信州あいサポート運動も活用して、観光人材の育成や観光機運の醸成を図ります。 ネットワークづくりによる県内取組団体の連携強化と先進事例を相互に学ぶ機会を作ります。 モデルコースや観光地、宿泊施設等のバリアフリー情報の提供を図ります。 | 観光誘客課 | ○平成30年7月、第1回長野県ユニバーサルツーリズム推進会議を開催し、「県民の温かいサポートとおもてなしの心で『山も谷も乗り越え・学ぶ』信州型ユニバーサルツーリズム」の推進を宣言。推進会議を3回開催し先進地事例紹介やパネルディスカッションを通じて機運醸成を図った。 ○信州あいサポート運動を活用し、県民のサポートとおもてなしの実効性を高める。 ○信州大学と連携してモデルコース造成を行い、5地域6コース(飯山、戸隠、白馬、富士見、阿智)を造成、商品化した。 ○アウトドア用車いす等の導入支援補助金を創設し、着座型スキー2台、アウトドア用車いす1台を導入した。 ○令和元年10月の新たな県公式観光サイト公開に合わせて、観光施設のバリアフリー情報を提供する。 |
| 5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実 | | | | |
| (1) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実 | | | | |
| ① 医療体制の充実 | | | | |
| 124 | 地域医療・救急医療の充実 | 第7次保健医療計画に基づき、医療提供体制の確保を図ります。 県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。 救急医療情報システムの効果的な運用により、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。 小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センターなどの救急医療施設の充実を図ります。 | 医療推進課 | ○平成30年3月に策定した「第2期信州保健医療総合計画」を着実に推進 ○地域医療介護総合確保基金を活用し、「かかりつけ医」の普及・啓発を実施する医療機関の取組を支援(H30:2医療機関) ○救急医療情報システムについては、平成28年10月のシステム更新に伴い、スマートフォンやタブレット端末への対応や、住所、診療科目等のキーワード検索の導入による検索時間の短縮などの利便性を向上 ○救命救急センターの一層の充実のため、佐久総合病院佐久医療センター及び諏訪赤十字病院の機能評価を実施するとともに、運営費を助成(H30:4施設) |
| 125 | | | 保健・疾病対策課 | ○地域の実情に応じた小児初期救急医療体制の整備を図るため、運営に係る費用を助成(H30:12施設) |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|---------------------|---------------------|---|----------|---|
| 126 | 医療従事者の養成・確保等 | 障がいのある人の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。 医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医療勤務環境改善支援センターと連携して医師の勤務環境改善の推進に努めるなど、医師の確保・定着を図ります。 看護大学、看護師養成所等を拠点として、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。 リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士※、作業療法士※、言語聴覚士※等の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する業務に関する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会の支援に努めます。 | 医療推進課 | 【医師】 ○医師のキャリア形成のための研修会 ・H30：37回、約1,300人参加 ・H29：46回、約1,400人参加 ・H28：28回、約1,200人参加 ○医師の勤務環境改善：補助実績なし。 【看護師】 ○県立の看護大学・看護専門学校の運営に加え、民間養成校への運営支援による看護職員の養成を図るとともに、各種研修会の開催や認定看護師養成課程の設置など資質の向上を図った。 〔新人研修受講者〕 自施設研修 H28：767名、H29：756名、H30：748名 集合研修 H28：162名、H29：160名、H30：169名 |
| ② 障がい児(者)の歯科口腔保健支援 | | | | |
| 127 | 障がい児(者)に対する歯科口腔保健支援 | 障がい児(者)に対する歯科口腔保健支援 障がい児(者)等の特別に支援を要する人の歯科健診(検診)を推進します。 歯科口腔保健対策の実態把握や施策の検証、新たな課題の把握を行います。 関係機関、団体と幅広く連携し、精神障がいや重度心身障がい、発達障がい等の障がい児(者)への歯科口腔保健医療について、提供体制の整備を図ります。 | 保健・疾病対策課 | ○在宅重度心身障がい児(者)への訪問歯科健診事業 (募集期間) 平成30年4月中旬～8月上旬 (希望者数) 71名(予定者65名) (実施期間) 平成30年10月5日～平成31年2月26日 (実施者数) 合計64名(申込からの実施率90.1%) (圏域別) 佐久6、上田6、諏訪5、伊那7、飯田7、木曾2、松本19、大北3、長野3、北信6 |
| ③ 医療的ケア児支援委に向けた体制整備 | | | | |
| 128 | 支援体制の整備・支援の充実 | 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材を養成していきます。 医療的ケア児を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児が利用できる短期入所事業所の設置を促進するとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所の整備を進めるなど、医療的ケア児の支援の充実を図ります。 | 障がい者支援課 | ○県及び圏域の医療的ケア児等支援連携推進会議を設置し、会議を開催し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう連携体制の構築を図った。 ○医療的ケア児等支援者養成研修を2回、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を1回開催し、支援者を141名、コーディネーターを61名養成した。 ○医療型短期入所事業所数は平成30年度末現在15か所となっている。今後とも地域自立支援協議会等と連携して医療機関や介護老人保健施設へ参入を働きかけるとともに、短期入所事業の経営が安定するよう報酬単価の増額を国に要望していく。(2020年度目標値：15か所) ○医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所(主として重症心身障がい児を受け入れる事業所)は、平成30年度に児童発達支援事業所2か所と放課後等デイサービス事業所2か所を新たに指定し、平成30年度末現在、県内では医療型児童発達支援事業所1か所、福祉型児童発達支援事業所15か所、放課後等デイサービス事業所11か所となっている。今後とも開設を検討する事業者に助言を行い、整備を進めていく。 |
| (2) 多様な障がいに対する支援 | | | | |
| ① 重度心身障がい児(者)への支援 | | | | |
| 129 | | 在宅で介護する家族の負担を軽減するため、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)が利用できる医療型短期入所事業所の拡充を図ります。 | 障がい者支援課 | ○県自立支援協議会療育部会において「重心・医ケアワーキング」がH27に設置され、各圏域の重症心身障がい児者・医ケア児支援の中核を担う支援者(医療関係者、福祉関係者、保健師)や県関係部署とともに、支援のあり方や取り組みについて協議を行い、支援体制の充実・連携を図っている。 ○医療型短期入所事業所数はH30年度末現在15か所となっている。引き続きニーズが高いことから、今後とも地域自立支援協議会等と連携して医療機関や介護老人保健施設へ参入を働きかけるとともに、短期入所事業の経営が安定するよう報酬単価の増額を国に要望していく。(2020年度目標値：15か所) |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|--------------|----------------------------|---|----------|---|
| 130 | | 重症心身障がい児(者)が利用できる日中活動の場の拡充を図るため、必要な制度改正や予算措置を国に対し要望していくとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所などの整備を計画的に行います。 | 障がい者支援課 | <p>○重症心身障がい児(者)への支援については、社会福祉施設等整備費国庫補助金の拡充や報酬の改善等を国に要望している。</p> <p>○医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所(主として重症心身障がい児を受け入れる事業所)は、平成30年度に児童発達支援事業所2か所と放課後等デイサービス事業所2か所を新たに指定し、平成30年度末現在、県内では医療型児童発達支援事業所1か所、福祉型児童発達支援事業所15か所、放課後等デイサービス事業所11か所となっている。また、医療的ケアに対応できる日中活動の場(主として重症心身障がい児を受け入れる事業所)は、平成30年度当初の12事業所から、1事業所増加し、13事業所となっている。今後とも開設を検討する事業者に助言を行い整備を進めていく。</p> <p>○看護師の配置が義務づけられていない保育所等において医療的ケアを受けられるようにするため、「障がい児・者施設訪問看護サービス事業」により看護師派遣又は看護師配置に係る経費の一部を助成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27 9施設 利用者36人 ・H28 5施設 利用者9人 ・H29 7施設 利用者10人 ・H30 8施設 利用者12人 |
| ② 難病対策の推進 | | | | |
| 131 | 難病患者やその家族に対する支援 | <p>特定医療費助成事業等により、引き続き医療費の自己負担の軽減を図ります。</p> <p>難病相談支援センターでは、引き続き相談窓口を設置し、療養上の悩みや患者会支援、就労相談等、機能の充実化を図ります。保健福祉事務所においては、医療・福祉関係者や患者・家族等を含めた「難病対策地域協議会」※を設置するとともに、家庭訪問、難病相談会を実施します。</p> <p>市町村と連携し、障害者総合支援法に基づき、必要な障害福祉サービスについて利用推進を図ります。</p> | 保健・疾病対策課 | <p>“○難病患者やその家族に対する相談の状況</p> <p>難病相談支援センターにおいて患者・家族に対し、療養生活、日常生活上の看護・介護、患者会等の自主活動、就労等の相談に応じた。</p> <p>平成30年度 難病相談支援センターにおける相談実施件数 3,963件</p> <p>○重症難病患者の入院施設確保(難病医療ネットワーク推進事業)</p> <p>在宅で療養する重症難病患者が病状の悪化等の理由により入院が必要となった場合の入院施設を確保等の入院調整を信州大学医学部附属病院に委託し実施した。</p> <p>(令和元年4月1日現在 拠点病院1、協力病院24、連携病院27)</p> <p>平成30年度 難病医療ネットワーク推進協力金支給 2医療機関へ支給(利用者3名、延べ5回)</p> <p>平成29年度 難病医療ネットワーク協力医療機関の入院受入れ実績 延べ767件、実203件”</p> |
| 132 | 地域支援者に対する支援 | 難病患者その家族に関わる支援者に対し、保健福祉事務所において研修会や交流会の開催、保健・疾病対策課にて難病患者等ホームヘルパー養成研修会を開催し、支援者の技術向上を図ります。 | 保健・疾病対策課 | ○長野・松本の2会場で難病患者等ホームヘルパー養成研修Ⅱを開催した。(53名受講) |
| ③ 発達障がい者への支援 | | | | |
| 133 | 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実 | <p>発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートを活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。</p> <p>発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。</p> | 次世代サポート課 | <p>○発達障がい者サポーター養成講座を実施し、発達障がいに関する基本的な知識の普及を進めた。(平成30年度受講生2,754名)</p> <p>○市町村サポートコーチを通じて情報共有ツールの普及を進めた。</p> <p>○発達障がい者支援体制協議会に「連携・支援部会」「自立・就業部会」「普及啓発部会」「診療体制部会」の4部会を置き、各部会での検討内容を発達障がい者支援対策協議会で報告、全体の方向性を確認、協議を行った。</p> |
| 134 | 発達障がい診療・支援体制の強化 | <p>地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、専門医等の人材育成に取り組めます。</p> <p>発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するための診療医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組めます。</p> | 保健・疾病対策課 | <p>○発達障がい診療人材育成事業</p> <p>信州大学医学部に「子どものこころの発達医学教室」を開設し、長野県発達障がい専門医、診療医の育成を行った。(H30:移行措置により12名を専門医に認定)</p> <p>○発達障がい診療地域ネットワーク整備事業</p> <p>二次医療圏域ごとに地域連携病院が中核となって地域連絡会を開催し、事例検討等により分野間の連携強化を行った。(H30:15回(10圏域)、参加者 延1,076人)</p> <p>発達障がいかかりつけ医研修として、地域の医師が発達障がいの診断や治療、適切な対応について学ぶ研修会を開催した。(H30:9月9日開催、参加者 医師・歯科医師77名)</p> |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|----------------|-----------------------|---|----------|--|
| ④ 高次脳機能障害者への支援 | | | | |
| 135 | 高次脳機能障害支援体制の強化 | 県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者やその家族への相談支援を行います。 また、支援拠点病院を中心に、県民や医療従事者に対し研修会を開催し、高次脳機能障害への理解を促進します。 | 障がい者支援課 | ○障がい者や支援者への相談対応を充実させるため、高次脳機能障害者(児)の受入れが可能な事業所等一覧を県ホームページに掲載し、随時更新している。 ○また、相談窓口の周知を図るため、普及・啓発用リーフレットを10,000部(H30)印刷し、高次脳機能障害者が受診する可能性のあるリハビリテーション科等のある病院等に配布した。 ○支援拠点病院では、2,054件の相談に対応。(H29:2,385件) ○3圏域で開催した研修会には、県民、保健・医療・福祉・教育関係者など229人が参加。(H29:4圏域 441人) |
| 136 | 失語症者向け意思疎通支援者の養成 | 失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者の養成を行います | 障がい者支援課 | ○失語症者向け意思疎通者の養成研修等を実施した。 平成30年度実績:指導者2名、支援者1名 |
| ⑤ 強度行動障がいへの支 | | | | |
| 137 | 強度行動障がいに適切に対応できる人材の育成 | 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、福祉施設職員を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。 | 障がい者支援課 | ○強度行動障がい支援者養成研修を開催し、次のとおり養成した。 ・基礎研修 207名 ・実践研修 155名 |
| 138 | 強度行動障がいのある人の受け入れ先の拡充 | 強度行動障がいのある人を福祉施設において受け入れるためには、研修等により専門的な知識を持った職員を育成し、配置するとともに、障がい特性に対応した、強化ガラスや壊れにくい材料を使用した施設整備などが必要となることから、国へ財政支援の拡充や制度改正の提案を行うなど、受け入れに必要な体制整備を行っています。 | 障がい者支援課 | ○国に対し、社会福祉施設等施設整備費において、強度行動障がいに対応した施設整備への加算の創設などを行うこと、強度行動障がいのある方に対して適切な支援を行うためには、専門的な支援のノウハウの習得や、支援体制の充実が必要であり、現在の報酬体系で必要な支援体制を確保するためには不十分であるため、報酬体系の見直しを行うことを要望した。 |
| 139 | 医療的側面からの支援 | 強度行動障がいのある人が、緊急時等に適切な医療が受けられるよう精神医療体制を充実していきます。 | 保健・疾病対策課 | ○強度行動障がいのある人で急性期などの緊急時等に医療的支援が必要な人に対しては、精神科病院等において医療の提供が行われているが、福祉施設との役割分担や連携について検討していく必要がある。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-----|-----------------------|--|----------|---|
| | (3) 教育・療育体制の充実 | | | |
| | ① 障がいの早期発見に向けた支援 | | | |
| 140 | 障がい等の早期発見に向けた支援の充実 | 信州母子保健推進センター事業により、市町村との協働及び専門機関等との連携を通して、市町村における母子保健水準の向上・均てん化を図ります。 先天性代謝異常等検査事業において診断された児への早期及び継続的な支援体制の整備を推進します。 難聴児支援センター事業において、先天性難聴等の早期発見、早期治療、早期療育のため、医療・保健・福祉・教育等の連携体制の整備を推進します。 | 保健・疾病対策課 | ○市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を推進するため、平成27年度「信州母子保健推進センター」を」設置し、市町村等に対する母子保健に関する技術支援及び研修会等の実施。 (H30:技術支援186回、研修開催回数7回、参加者数783人) ○ハイリスク妊産婦等に対するスクリーニングに関する研修会の開催。 (H30:開催回数11回、参加者数258人) ○「先天性代謝異常等検査事業」により、先天性代謝異常等の早期発見・早期治療・早期支援の実施。(H30:検査件数16,199件) ○「長野県難聴児支援センター事業」により、先天性難聴等の早期発見・早期治療・早期療育の実施。(H30:検査件数13,587件、センター相談件数1,590件) |
| | ② 地域療育機能の強化 | | | |
| 141 | 関係機関との連携とネットワークの機能強化 | 障がい児(者)に対し、ライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援が行われるよう、療育コーディネーターが中心となり、地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政等関係機関の連携体制の強化を図ります。 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。 | 障がい者支援課 | ○圏域毎に設置した障がい者総合支援センターに療育コーディネーター(14人)を配置し、地域全体の療育支援を行っている。また、県自立支援協議会療育部会を年間5回開催し、圏域から提起された課題について情報共有を行い、課題解決に向けて検討を行っている。 |
| 142 | | 発達障がいサポート・マネージャーの養成研修やフォローアップ研修の充実等を通して、支援技術の更なるスキルアップを図ります。 また、発達障がいサポート・マネージャーによる連絡会議を開催し、課題等の情報共有、活動支援を行います。 | 次世代サポート課 | ○県内10圏域へ発達障がいサポート・マネージャーを配置し、地域においての支援関係者の連携の仕組みづくりや、困難事例への介入など、積極的に活動を行っている。 ○フォローアップ研修の実施により支援技術のスキルアップを図っている。 ○月1回発達障がいサポート・マネージャー連絡会議を開催し、課題等の情報共有を行っている。 |
| 143 | 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化 | 市町村において、在宅障がい児(者)が、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、市町村の取組を重層的にバックアップします。 | 障がい者支援課 | ○障がい者が安心して地域で暮らすために、身体・知的・精神の3障がいに対応できる相談支援センターを圏域毎に市町村と協働しながら設置し、就業・生活支援や障がい児療育支援を行っている。また、県自立支援協議会が主催して年に5回相談支援体制機能強化会議を開催し、地域における相談体制のバックアップに努めている。 |
| 144 | サービス提供体制の充実 | 身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の指定を促進するとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所を支援します。 地域の療育支援の中核的な施設である児童発達支援センターの設置を促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。 障がい児の心身機能の発達を図るため、早期から理学療法士、作業療法士や言語聴覚士などによる専門的な機能訓練を受けられるよう支援します。 | 障がい者支援課 | ○放課後等デイサービス及び児童発達支援の障害児通所サービス事業所について、平成30年度は児童発達支援事業所23ヵ所、放課後等デイサービス事業所25ヵ所、居宅訪問型児童発達支援事業所4ヵ所、保育所等訪問支援事業所5ヵ所を指定した。 ○障がい児の心身機能の発達を図るため感覚機能訓練を実施する費用の一部を平成30年度は3市(1,189千円)に対し助成した。 ○保育所、幼稚園、児童発達支援施設等を利用する複数の児童がいる世帯の負担を軽減するため、平成30年度は延べ35人の利用料に対して負担軽減を行った。 |
| 145 | 子ども・家庭包括支援体制の整備 | 発達障がいなど、様々な課題により支援を必要とする子どもや家庭に対して、市町村、県、民間機関が連携・協働して、包括的な支援を行う「信州子どもサポート(仮称)」の体制の全県展開を進めます。 | 次世代サポート課 | ○市町村子ども家庭総合支援拠点を設置済または管内に児童養護施設が運営する児童家庭支援センターがある4市町村を対象に、困難を抱える子どもやその家庭を早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みや子どもと家庭を包括的に支援する関係機関の連携体制について研究した。 ○今後は県内外のモデル事例を紹介する研修会等を通じて、市町村等の関係者の理解を広めて行く。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-------------|------------------------|--|---------|--|
| ③ 特別支援教育の充実 | | | | |
| 146 | 地域における連携支援体制の充実 | <p>圏域ごとの自立支援協議会や特別支援教育コーディネーター等連絡会等における連携を強化し、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。</p> <p>乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。</p> | 特別支援教育課 | <p>○市町村教育委員会の就学相談担当者を対象に、就学相談の事例検討会や就学相談体制についての情報交換を行う等の具体的な研修会の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村就学相談研修会(対象:市町村就学相談担当者 参加者198名) ・校内就学相談研修会(対象:教職員 7会場:参加者743名) <p>○郡市校長会単位(16地区)に特別支援教育コーディネーター等連絡会を設置(教育・福祉・医療等の連携)し、16地区の代表者からなる「特別支援教育地区代表者会」を年2回開催</p> <p>○平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正(就学相談にかかわる法令)を受け、新しい就学相談の方向性(障がいのある子どもの就学手続と早期からの一貫した支援の充実を図る)についての理解啓発を目的とした研修会や特別支援教育推進員による市町村への助言等を通しての支援を実施。</p> |
| 147 | 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実 | 「副次的な学籍(副学籍)」の取組や、居住地の小・中学校における交流及び共同学習等の取組を推進し、身近な地域の同世代の友と将来にわたっての関わりが育まれる体制づくりを進めます。 | 特別支援教育課 | <p>○障がいのある子とない子が地域の中で共に育ち、共に学ぶ、共生社会の実現に向けた一つの方策として、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の小中学校に副次的な学籍を置き、居住地の児童生徒と一緒に学ぶ機会やつながりの維持・継続を図る「副次的な学籍」について、市町村就学相談体制整備研修会等において情報提供し、理解啓発を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副次的な学籍の導入状況(H30:43市町村 前年比10市町村増) |
| 148 | 特別支援学校のセンター的機能の充実 | 個別の課題解決支援にとどまらず、学校全体としての支援力や予防的な実践力を高めるため、より効果的なセンター的機能を発揮するためのあり方について研究し、関係機関とも連携した支援を推進します。 | 特別支援教育課 | <p>○特別支援学校1校につき、年間1000件を超える相談を、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校から受け、対応している。個別の教育相談及び学級担任の支援力向上のため、必要に応じて、各学校に赴き、活動を様子を見てアドバイスをしたり、事後指導をしたりした。</p> <p>○特別支援学校の自立活動担当教員が、定期的に小中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級を巡回し、自立活動の指導を中心に相談支援を行っている。</p> |
| 149 | 小中学校、高等学校における特別支援教育の充実 | <p>どの学校・学級でも多様な児童生徒が互いに認め合える学級づくりやすべての児童生徒が力を発揮できる授業づくりを実践できるようにするため、「信州型ユニバーサルデザイン(学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容)」を進めます。</p> <p>発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、通級指導教室や特別支援学級等の「連続性のある多様な学びの場」の整備を進めます。</p> <p>発達障がい等配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、関係職員が連携し学校全体がチームで支援していける体制づくりを推進し、「学校解決力」の向上を図ります。</p> | 特別支援教育課 | <p>○研修会による支援力向上やモデル研究による実践研究により、発達障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保小中高の新任の特別支援教育コーディネーター対象の研修「特別支援教育コーディネーター養成研修」(年2回、延べ345人) ・今後、地域の中心となって特別支援教育の推進を図る人材を要請するため、「地域の中核となる特別支援教育コーディネーター養成研修」を開催した。(年4回 68人参加) ・LD等通級指導教室を増設(H27:10教室増、H28:なし、H29:11教室増、計39教室、H30:11教室増、計50教室)し、多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制を構築してきている。 ・高等学校における特別支援教育の専門性の向上を図るため、教務主任、進路指導、生徒指導と役割に応じた内容で、「高等学校特別支援教育研究会」を開催。(年3回、延べ352人参加) ・今後も、関係者からなる地区代表者会の充実や研修会の充実を図るとともに、地域の中核となるコーディネーターを養成し、更なる支援力の充実を図る。 |

| No. | 項目 | 施策内容 | 関係課(室) | 実施状況(実績及び課題等) |
|-----|------------------------------|---|---------|--|
| 150 | 特別支援学校における障がいの重度・重複化、多様化への対応 | 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒の自立活動の充実を図り、地域の小・中・高等学校への支援にも活かすため、自立活動担当教員の拡充等、支援の充実を検討します。 多様な教育的ニーズに応じていくために、療法士や心理士等の外部専門家を活用したより高い専門性の確保に努めます。 | 特別支援教育課 | ○自立活動担当者会と連携を図り、研修の充実や情報交換をすることにより、自立活動担当者の専門性を高め、教育の充実を図った。 ○医療的ケアについては、医療的ケア運営協議会を開催し、「医療機関に隣接する特別支援学校における学校体制による人工呼吸器対応ガイドライン」について協議し、作成した。 ○医療的ケアに係る教員研修(県立こども病院、44人)・看護師研修(県立こども病院、34人)を実施し、支援の充実を図った。 ○自立活動担当教員については、更なる増員を図り、教育の充実を図っていく必要がある。 |
| 151 | 特別支援学校における就労支援の充実 | 多様な高等部生徒の教育的ニーズに応じる教育活動を実施するために、高等部における教育活動や学習集団のあり方について検討し、地域資源を活用しながら教育活動の充実を図ります。 一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障がい者の理解や受け入れに向けた取組を促進するために、就労コーディネーターによる企業への働きかけとマッチング支援、特別支援学校技能検定の実施、協力企業登録制度の実施等を総合的に推進します。 卒業後も関係機関(労働・福祉・医療・地域等)による支援を継続するため、在学中からの移行支援会議の実施や「個別的教育支援計画」を活用した関係機関との支援ネットワークづくりを推進します。 | 特別支援教育課 | ○特別支援学校に「就労コーディネーター」を5名配置し、生徒の実態に応じた実習や就労の受け入れ企業を開拓したり、実習受け入れにかかる支援を行ったりし、一般企業への就労を希望する生徒の就労を支援した。 ○保護者や学校職員を対象にして、ハローワークの方や障害者就業・生活支援センターの方に就労について説明してもらう機会を設けるほか、実習の様子を見て就労支援に関する意見をいただいた。 ○企業の方や地方公共団体の方を対象に特別支援学校(作業学習等)の見学会を開催し、障害のある生徒や障害者雇用についての理解を深められる場を設定し、実習先拡大に向けた周知理解を図った。 ○進路指導主事を中心に移行支援会議を開催し、障害者就業・生活支援センターの方やハローワークの方と進路に関する相談を実施するほか、就労支援に関する制度等の共通理解を図った。 ○特別支援学校生徒の「働く意欲」と「働きスキル」の向上支援として、技能検定を |
| 152 | 特別支援学校の教育環境の充実 | これからの特別支援学校のあり方検討を踏まえ、県のファシリティマネジメント基本計画(公共施設等総合管理計画)に基づき、2020年度までにすべての特別支援学校の中長期修繕・改修計画の策定をし、教育環境の整備を計画的に進めます。 | 特別支援教育課 | ○平成28年度から30年度まで通常の3倍の施設整備予算により、施設の維持修繕を進めてきた。 ○平成30年度は39箇所、累計517箇所の設備を整備し、「特別支援学校における障がい者にやさしい施設整備」の目標値を達成した。 ○今後も安全性や機能性に配慮した施設整備を計画的に実施し、児童生徒にとって安全安心な教育環境づくりを進めていく必要がある。 |
| 153 | 生涯にわたる学びや社会とのつながりをつくる学習活動の充実 | 特別支援学校での学習活動に卒業後も続けられるような活動をさらに取り入れることができるよう、地域のスポーツや文化活動生涯学習等の関係機関との間で情報交換やネットワークづくりを行い、スポーツや文化芸術等に親しむ学習活動を推進します。 | 特別支援教育課 | ○養護学校体育連盟主催のバスケットボール大会は、毎年知的障がい校11校が参加して行われている。平成29年度からは、諏訪地区の高等学校バスケットボール部が運営に協力しており、スポーツを通じた同世代の交流にもつながっている。 ○平成30年度は、2018信州総文祭(第42回全国高等学校総合文化祭)特別支援学校部門に県内の特別支援学校19校が参加した。 |